

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（使用済樹脂貯蔵タンク増設））【4】」

2. 日時：令和4年10月14日 13時30分～16時44分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、中野安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部設備保全グループリーダー◎ 他16名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンク（SRST）増設 設置変更許可申請 コメントリスト
- ・資料2 伊方発電所3号炉 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事に係る補足説明資料
- ・資料3 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事 設置許可申請 審査会合・ヒアリングスケジュール（案）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから伊方発電所 3 号炉の
0:00:05	使用済み樹脂貯蔵タンクに係る設置変更許可のヒアリングを始めたい と思いますよろしくお願いします。
0:00:12	それではまず 1 回あった四国電力の方から、資料の説明簡潔にお願い してもいいですか。
0:00:21	四国電力本店でございます承知いたしました。
0:00:26	それでは早速ではございますが、
0:00:29	コメントリストに従ってご説明を申し上げたいと思います。江藤章なんで すがちょっと全体の流れとしまして最初に工事概要関係条文整理関係 をご説明いたしまして、
0:00:41	そのあと大地震水の 49 条、火災の 8 条関係、あと放管の 30 条で廃棄 物その他ということで、12 条、28 条と、そういった流れでちょっとご説明 をしたいと考えてございます。
0:00:57	それでは説明に入りたいと思います。コメントリストですが、
0:01:03	まず最初 19 番、左側の列で 19 番 20 番につきましては記載の通りでござ いまして、ページ、コメントに対してページの記載と見え消し、と赤字 修正等の対応をしております。
0:01:17	21 番んですが
0:01:21	ご確認いただきたい事項としましては、このSRST3AさんBさんC、E主 幹のお車平均としての点検ができないことについて考え方を整理するこ とというコメントをいただいております、これにつきまして
0:01:35	資料に補足説明資料の下の通しページで 12 ページをご確認いただき たいと思います。
0:01:48	で
0:01:50	真ん中ほどにですね赤字で追記をしております。
0:01:54	ちょっと簡単に読み上げさせていただきます。使用済み樹脂貯蔵タンク 算出等を算出、菅野沖節壁については、集済み樹脂貯蔵タンク 3 紙、 設置以降の補助遮へいとして期待される壁であり、
0:02:08	使用済み樹脂貯蔵タンクうさん支出が高放射線区域となった以降は、 外観点検ができない状態となるが、その健全性について、3A室と 3B間 の既設壁と同様に、
0:02:22	対象範囲の対象範囲の周囲にある類似構造及び類似環境に相当する 通路側の遮へい器の外観点検経過をもって確認評価を行うと、を行うこ ととしていると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	こういうふうになってございます。
0:02:43	コメント 21、No.21 については、ご説明は以上でございます。
0:02:49	続けさせていただきまして、
0:02:55	22 番に関しましてはちょっと飛ばさしていただきまして 23 番の方からちょっとご説明いたします。
0:03:01	申請本文はSRStの容量変更が申請対象のため、既設ABも含めた説明とすることをというコメントをいただいております。
0:03:10	これに対してですね当社の考え方をちょっとご説明いたします。
0:03:17	資料ですが、
0:03:21	補足説明、資料 2 の応答 10 ページでいきますと 9 ページ。
0:03:27	をご確認いただきたいと思います。
0:03:33	こちらに当社の考え方を示しております。
0:03:37	こちらについてもちょっと簡単に読み上げをさせていただきます。
0:03:42	使用済み樹脂貯蔵タンク設置工事の設置許可基準規則各条文整理表というところで、
0:03:49	使用済み樹脂貯蔵タンク増設工事における、設置許可基準規則の関係条文をのけエースを整理した結果を承認しお示しております。
0:03:59	なお、本工事は使用済み樹脂貯蔵タンクの容量を増量、増量するために、使用済み樹脂貯蔵タンク 3Cの増設を行うものであり、
0:04:09	使用済み樹脂貯蔵タンク、3 紙の増設に係る範囲以外については、
0:04:14	設備の変更はなく、既許可の
0:04:17	設計変更、設計方針を変更するものではないことから、設備や設計方針の変更のないものについては、下に記載してます通り、
0:04:27	既許可と変更がないことをお示した上で、使用済み実働タンク 3Cの増設に係る範囲に対して関係条文整理を行っております。
0:04:38	四角枠のところですねと。
0:04:41	比木オカ等の変更がないことをお示したというところでございます。
0:04:47	また、真ん中ほどですけども
0:04:50	具体的にちょっと関係条文の大きさについてご説明をしております。関係条文のうち、第 3 条を第五条、第 6 条、第 29 条については、明設置許可の基準適合性確認を受けた既存の原子炉建屋既設範囲ですが、
0:05:06	上げ、原子炉補助建屋内の建設時から確保されている区画に設置するものであり、既設の範囲で基準適合性が確保されていることから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響しないことが明らかである。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:21	と考えてございまして、こちらを三角とを整理してございます。
0:05:25	また第7条第111条につきましては、発電用原子炉施設全般に係るものでございますが、人の不法な侵入等の防止、
0:05:34	や安全避難通路の確保等に必要な既存設備に対して変更がないことから、
0:05:40	設置許可の基準適合性確認結果に影響しないことが明らかであると考えており、参画等を整理してございます。
0:05:50	なお第4条第8条第九条、十条、12条28条を30条につきましては、三種タンク3市の増設にあたって、
0:06:01	設置許可基準適合のための措置を行っており、その内容について設置許可設置変更許可申請書、
0:06:10	の1ポツ12及び補足説明書における2ポツについて説明を行っているというところでございます。
0:06:23	コメントリストのナンバー23につきましては以上でございます。
0:06:29	続きましてコメントリスト24番でございますが、自主移送配管の設置について
0:06:36	図面を追加することというところでございまして、
0:06:46	資料2の投資ページでいきますと、13ページのところで、
0:06:51	真ん中ほどに、また、移送時に使用する配管の配置についてお示しますと、図6というふうに記載をしてございます。
0:07:01	2ページほどめくっていただきまして、
0:07:07	下のページでいきますと通し番号15ページでございますけれども、こちらの図で
0:07:15	赤のラインが既設の今現状ある、SSTへの移送のラインでございまして、青のラインが今回新設する配管、のラインというところになってございます。
0:07:31	簡単ですがこちらの説明は以上になります。
0:07:37	続きまして、
0:07:41	25番につきましては、衛藤。
0:07:45	前回の審査会合のオーバーポンと資料の方に反映してございまして、審査会合に行きまして説明を実施しておりますので、今回この場での説明というところはちょっと割愛をさせていただきたいと思っております。また後程ご質問等ございましたら、いただきたいと思います。
0:08:15	ここまでが工事概要を関係条文整理関係についての

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:21	ご説明でございまして、何かございましたらご質問いただきたいと思います。一旦ここでちょっと説明を区切らせていただきます。
0:08:31	はい規制庁西内ですそうしますとここまでで規制庁側から何か確認事項ありますか。
0:08:50	はい。原子炉規制庁の仲野です。まずは工事概要の部分で私の方からコメント回答に関係する部分と、あとはそのあとでコメン等の回答に、
0:09:04	と回答に関係しない部分で工事概要の部分、確認させていただければと思います。
0:09:11	まず、コメントの回答の部分なんですけれども、
0:09:18	説明いただいていた。
0:09:21	12 ページですね補足説明資料の 12 ページの、
0:09:27	遮へいキーの点検のところなんですけど、
0:09:32	遮へい器の点検についてそのタンク室が高放射線になって外観点検できないよと。
0:09:38	なのでそういったところに対しては、通路側の点検できるところを代表して、点検をするんだっていうふうな説明があると思うんですけれども、この説明の中で、
0:09:49	類似の環境、
0:09:51	類似の構造及び類似の関係に相当する鶴側の遮へい器のって言うんですけれども、まず構造自体の確認なんですけれども、今回の
0:10:04	今回設置する壁とかのどの部分を確認するのかっていうのを、ちょっと図とかを見ながら確認したいんですけれどもよろしいでしょうか。
0:10:23	あ、衛藤四国電力、富岡でございます。
0:10:26	衛藤。
0:10:28	類似箇所としてどのあたりを確認するのかというご質問と受け取ってございます。
0:10:35	衛藤。
0:10:39	タンク室のAとBの間は当然放射線駅にありますので確認はできないというところでその付近の通路側とタンク室内側の間の壁を
0:10:53	確認すると、目視で確認するといったところで外観点検を行うといったところでございます。
0:11:00	イメージとしましては下のページ、8 通し番号で 8 ページのところでございますけれども、
0:11:07	こちらの図をちょっと利用いたしまして、
0:11:11	例えば通路側です、通路側と言いますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:16	タンク、
0:11:17	の、
0:11:18	の下部のところは通路部になりますので、例えばその下部の通路部の壁面をを外観点検をして、健全であることを確認することをもって
0:11:30	内部の岡部も同様に、健全であるといった評価を行うというふうな内容で記載をさせていただきます。以上でございます。
0:11:38	はい。減収規制庁の仲野です。今ご説明あったと思うんですけど例えばタンクのAB室の間の壁を点検する代わりに、タンクのAとB室の手前っていうとあれですけど、
0:11:53	8ページの図だと
0:11:56	ですかね。ええ。
0:11:57	図。
0:11:58	の名前表示している、文字側の壁を代表して、確認しているっていうこと。
0:12:05	だと思うんですけども、
0:12:09	いただいている図とかを見ている限りだと、例えばタンクのAB室とかタンクのC室の間の壁とか、あとは周囲の壁ですよ。
0:12:20	が、図を見る限りだと何か厚さとかも異なるように図上では見受けられていて、こういったものっていうのは、基本的には設計とか、厚さ、
0:12:32	であったりとかっていうのはすべて同一のものであるっていう認識でよかったです。
0:12:54	はい。
0:12:55	四国電力富岡でございます。少々お待ちください。
0:13:21	四国電力富岡でございます。
0:13:25	タンク周辺の壁につきましては、図にお示ししてるところで
0:13:33	ございます前の通りですね多少壁厚が違ったりとか、そういったところはございます。
0:13:44	減少規制と中野末とか安岡が違うっていうような話だったと思うんですけども、ちょっと12ページの説明でも類似構造類似環境、ちょっと環境の話もこの後しようかなと思ってるんですが、
0:13:58	類似構造とかっていうものが示す範囲がどの程度のものなのかとかどうって
0:14:05	代表評価、代替りの評価をする妥当性があるのかっていうところがちょっと主要町では読めなくてですねそういったところも確認したいなと思っています。今んだ、話の途中であれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:17	例えば壁厚が違うってところについても、
0:14:25	今回の通路側図を見る限りだと、通路側の方が壁厚が大きいように見えて、タンク室間の壁の方が薄いように見えるんですけども、そういった時って
0:14:39	そういう感覚的にはその壁厚の厚い方が条文なんだろうというふうには認識してるんですけども、それをもってより薄い壁の評価ってできるのかなとかちょっと疑問に思うところがありまして、
0:14:51	そういったところで代わりで、
0:14:53	検査しても大丈夫だっていうふうな、ちょっと整理をした理由っていうのを教えていただければと思います。
0:15:13	四国電力富岡でございます。類似の範囲につきましてちょっと考え方が今、現時点で整理できておりませんのでまた改めて整理をした上でご説明申し上げたいと思います。
0:15:25	原子力規制庁の仲野です。承知しました。そうしましたら1点追加でこれも検討というか回答今いただけたら幸いではあるんですけども、類似の環境っていうさして、いうものがさしてる。
0:15:39	ところで、
0:15:40	例えばそのタンクのビスであったり支出であったりその間にある壁っていうのは、放射線の影響両側から双方向で受けてると思うんですけども、
0:15:51	建屋の通路側に面している壁っていうのはタンクから一方向の放射線の影響を受けているっていう状況になるので、環境っていうところについても同一
0:16:01	と言うふうに表現できるものなのかなってのはちょっと、今の時点でわからなかったのも含めてご回答いただければと思います。よろしいでしょうか。
0:16:13	四国電力富岡でございます。承知いたしました。整理してまた回答申し上げます。
0:16:21	はい。よろしくお願いいたします。
0:16:23	続けて私の方から、コメント回答に関して直接は関係ないところで何点か、なんですけれども、
0:16:32	まずですね今回の申請対象の話なんですけれども、今回申請していただいている部分っていうのが、増設するたん
0:16:41	と、遮へい機、
0:16:44	もう申請の対象だっという理解でよろしかったでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:51	四国電力、富岡でございますその認識で相違ございません。
0:16:57	原子炉規制庁の仲野です。
0:16:59	そうしますと、ちょっと資料全体的にはあるんですけども、今回のその補足説明資料の説明の内容で、タンクについては各条文
0:17:10	説明いただいているものがあると思っはいるんですけども、その遮へい器について、説明がタンクと比較して、
0:17:20	されてなかったりとか、ちょっと説明の度合いが、扱いが違うんじゃないかなっていうところが幾つかありまして、
0:17:27	例えばなんですけれども、
0:17:30	補足説明資料の 31 ページのところなんですけど、
0:17:37	耐震重要度分類とかが記載されているページなんですけれども、表中にはそのタンクについてはそのタイ 46 分類についてはその表中で記載がされていて説明があるんですけども、
0:17:50	遮へい器についてはその補助遮へいについて注意がキーがその表。
0:17:55	評価表の下にあるだけになっていて、ちょっとこういった、それぞれ差っというのがどういうふうに生まれてくるのかちょっと整理が、
0:18:03	私の頭の中
0:18:06	そういったところも整理していただきたいなというふうに考えています。
0:18:19	四国電力富岡でございます御所ご指摘について承知いたしました。
0:18:27	はい規制庁の中根です。ちょっと資料の全体的に見直していただいて、そういったところで対象設備それぞれが対象であるということであればそのバランスを見、説明の部分が、
0:18:40	足りてるかどうかというのを一旦確認していただきたいなと思っております。
0:18:46	続けてなんですけれども、
0:18:51	タンクのそもそもの設備区分みたいな話になるんですけども、12 条にもちょっと持田と関係するところではあるんですけど、
0:19:01	この今回の使用済み樹脂貯蔵タンク、
0:19:03	設備区分についてちょっと確認したいんですけども、今回の使用済み樹脂貯蔵タンクっていうのは、どういった設備に区分されている
0:19:12	お聞きしても、
0:19:30	四国電力富岡でございます。少々お待ちください。
0:19:39	あ、規制庁ナカノすいませんちょっと補足説明の補足なんですけれどもなぜ、確認したかというですね、説明資料中で処理設備であったりとか車上設備だったりとかちょっと表現が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:50	それぞれ書かれているものがあったりしてですね、今回の申請のタンクとかそのタンクに、
0:19:56	されている配管がそれぞれどういった設備の区分に当たるのかっていうところを確認したいという意図でした。
0:20:44	四国電力富岡でございます。ちょっと確認しますので少々お待ちください。
0:23:35	四国電力、富岡でございます。お待たせしました。
0:23:40	タンクにつきましてはちょうど施設、ちょうど昨日UCLちょうどシフトをやりましてその間接関連系として移送配管を設定してございます。
0:23:55	原子炉規制庁仲野です。貯蔵施設だっというふうに今、いただいたと思うんですけども、
0:24:01	ちょっと自分の方で新基準の許可の時とかの資料を確認した時に使用済み樹脂貯蔵タンクって答え廃棄物処理設備の方で分類されてたような気がしたんですけどそこでもまたちょっと違う整理っていう理解でよろしかったですかね。
0:24:44	四国電力の井手でございます。今ご質問いただきました、沈み出資貯蔵タンクが処理設備じゃないかという件なんですけれども、すみません使用済み樹脂たん貯蔵タンクとは別にですね3号は使用済み樹脂タンクというのが、
0:24:58	ございますこちらの方が貯蔵設備ではなくて、処理設備の一時的に貯蔵、保管するようなものになってましてそのタンクの
0:25:09	ことを今おっしゃられたのかなとちょっと思ったんですけど、違いましたでしょうか。
0:25:16	原子炉規制庁の仲野です。所長の知久で確認いたします。
0:25:26	規制庁の西内ですけど、
0:25:30	ちょっと最初っから確認しますけど、
0:25:34	結局今回の使用済み樹脂貯蔵タンクって、固体廃棄物処理設備なのか貯蔵設備なのかっていうところをまず明確にしたいっていう話ですと、
0:25:45	まずちょっと本文よりもテンパチで話した方が多分わかりやすいんですけど、今回の申請書で使用済み樹脂貯蔵タンクってどこで出てくるかっていうと、
0:25:58	7.7 ポツでまず放射性廃棄物廃棄施設っていう大枠がありますよねと。
0:26:05	で、その中の7.4の放射性廃棄物処理設備の中で、今回使用済み樹脂貯蔵タンクって出てくるじゃないですか。
0:26:15	その関係をちょっと聞きたかったっていうのがまず話なんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:24	四国電力の井手でございます。すいません今、あの後、理解させていただきました設置許可のところの記載はですね、すべて廃棄物の処理設備という記載で貯蔵設備もくくっております
0:26:37	具体的に申しますと今、今回造成します使用済み樹脂貯蔵タンクもそうですし、固体廃棄物を貯蔵してございます固体廃棄物貯蔵庫、こちらの方もですね設置許可上は、処理設備というグループの中で、
0:26:52	そういった貯蔵設備を記載させていただいてるっていうのが、今の設置許可のたてりとなっております。具体的にドアノその設備がとなりますと、工認をこの後出していくような時にですね、貯蔵設備は貯蔵設備というふうに、要目表の方で整理して、
0:27:09	ザ推すご説明させていただいているという状況でございます。以上です。
0:27:14	はい規制庁西内ですまず全体の枠組みはそれでいいと思っていて、じゃあ、その固体廃棄物処理設備のうち、何が貯蔵機能なのかっていうところなんですけど。
0:27:25	さっきの話の中で使用済み樹脂たん使用済み樹脂タンク化っていう、一時的にためるものと、今使用済み樹脂貯蔵タンクって二つありますねって話があって、
0:27:36	前者は処理設備なんですかね。
0:27:38	一時的に貯蔵するも脳分立タンクについては、
0:27:44	四国電力の井手でございます。頭位使用済み樹脂貯蔵タンクでなく使用済み樹脂タンクの方につきましては、工認上の整理といたしましては、固体廃棄物処理設備の系統設備として整理してございます。以上です。
0:28:01	はい。規制庁西内です。今回の使用済み樹脂貯蔵タンクがどうなのかって話だと思うんですけど、今許可をやっているんで許可の話をしたいんですけど。
0:28:13	具体的に7.1-1 図っていうのが今回の申請書には載ってこないですけど、許可のテンパチ載ってますよね。それで今見られますか。
0:28:42	四国電力富岡でございます少々お待ちください。
0:28:56	四国電力富岡でございます。準備できましたよろしく申し上げます。はい。規制庁西内ですけど、下の方に、今話があった使用済み樹脂タンクっていうのと、使用済み樹脂貯蔵タンクの二つの形、タンクがあると思うんですけど、
0:29:11	少なくとも許可の話をしているつもりなんです私で。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:15	この二つの違いがまずわからないっていうところがスースー、スタートでして、
0:29:20	ちょっとこのこういった系統図とかを用いながら、どこまでが処理設備としての設計でどこまでが貯蔵機能としての貯蔵施設としての設計なのかっていうのをちょっと明確に示していただきたいっていうのをお願いしたいんですけど。
0:29:32	これ何に繋がってくるかっていうと、まさに適用条文なんですよね。
0:29:37	先ほどご説明いただいた適用条文の中で 20、
0:29:43	ちょっと待ってください。ちょっとパツといつも、
0:29:49	ご説明いただいた事項の 28 条は今回ちょうど施設で 0 です。27 条処理施設で今回は処理設備に変更がなくて書いてるのでバツですってところなんですけど。
0:30:02	ここが果たしてそうなのかっていうところからちゃんと整理していきたいっていう。
0:30:07	考えがあって今みたいな質問してるとご理解いただければと思うんですけど。
0:30:14	質問事項はご理解いただけますでしょうか。
0:30:19	施工電力イデでございます。ご質問の伊藤東海林理解いたしました。今御説ご質問いただきました使用済み樹脂タンクと使用済み樹脂貯蔵タンクの違いにつきましては、添付資料の 7 の主要設備のところに、
0:30:33	書いてございますけれども、使用済み紙貯蔵タンクは脱塩塔樹脂等を貯蔵するためのタンクということで貯蔵設備に該当いたします。一方使用済み樹脂、
0:30:45	使用済み樹脂タンクこちらにつきましては、当行レベルの雑円筒の樹脂を受け入れて、貯蔵タンクの方へ送る間の設備ということで、貯蔵する機能ではないと所蔵設備には該当しないというふうに、
0:30:58	考えてございます。以上です。
0:31:01	はい。規制庁西内です。ちょっと聞き方を変えるとですね、今の現設備の結局処理をしていない現状においては何かすごいわかるんですけど、
0:31:12	今後処理をするタイミングでその位置付けがもし変わったりするんですか。
0:31:18	変わり得るものなんですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:20	四国電力の井手でございます。こちらの使用済み樹脂タンクの方の機能というのは、現時点で変更する予定はございません将来処理をするとしても、同じ機能内容のものになると考えてございます。以上です。
0:31:34	衛藤。
0:31:36	規制庁西内ですけど、今系統図まさには書いてもらってますけど、使用済み樹脂貯蔵タンクの後に、さらに処理過程が今後入るわけですよね何らかで実際今のその 7.1-1 のそういう
0:31:49	そそう処理過程がこの後に入ることになってると思うんですけど、
0:31:53	それは処理過程の一部を成しているのであれば、処理設備にも該当するんじゃないですかっていうのが質問としてあるんですけど。
0:32:03	要は
0:32:05	処理、処理する部分と、貯蔵する部分っていう形で、部分部分でパートで分けるのであれば、さっきお話いただいた使用済み樹脂タンクの貯蔵機能にしかないんじゃないですかと、別にだって処理はそこでしないですよと。
0:32:19	というのが若干頭にあるんですけど。
0:32:22	ちょっとイメージとして処理設備っていうのを処理する過程、要は廃棄物を処理する過程の系統として話をしたいのか、処理機能を実際に持つるところの話だけをしたいのかっていうところでちょっと考え方が変わるのかなと思うんですけど。
0:32:38	今どちらで考えられてるんですかね。
0:33:04	どちらでもないのであればそれでももちろんすいませんなんか私が限定的な質問をしてしまいましたけど、
0:33:13	先ほどご説明の中でいただいたテンパチにそう書いてますっていうのはそれは書いてる通りなので私どもも十分承知してるんですけど、
0:33:21	ただ使用済み樹脂タンクと使用済み樹脂貯蔵タンクで結果的に処理過程の一部であることは間違いないと思っていて、
0:33:28	あくまで現行は、処理する過程がないから、
0:33:35	使用済み樹脂貯蔵タンクはいわゆる最後の部分を貯蔵する機能になっているので現行は貯蔵機能であって今後ここからさらに処理するのであれば処理過程の一部になるのっていう話が何か頭にくるのかなとちょっと思ったっていうふうになんかちょっと思ったっていうのがまずあるんですけど。
0:33:56	四国電力の李でございます先ほどすいません質問の趣旨を正しく理解せずに回答してしまいましたて申し訳ございませんでした。今おっしゃられ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	たことを理解いたしましたこの貯蔵タンクの後には、今度取り出して、処理をし始めると処理の過程の
0:34:12	一部のタンクになるのでそれは処理設備に、という機能にもなるのじゃないかという古藤のご質問と理解してございますで、今私がすいませんちょっとそちらの方は持ち帰りちょっと整理をさせていただければと思うんですが、
0:34:27	例えばですね固体廃棄物貯蔵庫も貯蔵はしているんですけどもこの貯蔵庫からドラム缶をまた取り出して処理することがございます。そうした場合、固体廃棄物貯蔵庫は、処理の途中のものを池谷から処理設備になるのかというとはそこは、
0:34:42	貯蔵設備であると考えてございまして、ちょっとそれと同じ考え方がここに適用できるのかどうかということも含めてですね、すいません他社さんのちょっと状況も含めまして、確認して整理させていただければと思います。以上です。
0:34:56	規制庁西内です。
0:34:59	まず、確かに今おっしゃっていただいたようにですね、固体廃棄物貯蔵庫は若干僕は違うそこは違うと思っていて、というのも、今まさに系統じゃないと思うんですね。
0:35:11	多分系統っていうキーワードが僕あると思っていて、処理設備っていうかにその系統があるわけですね。
0:35:17	で、使用済み樹脂貯蔵タンクも使用済み樹脂タンクも、
0:35:22	最終的に何かしら処理をするというか現行のこの7.1-1図、図を見る限りは、処理設備の処理システムの過程でしかないと思っていて、それから処理を一通り系統で終えて、廃棄物保管庫に保管しますっていうのが一番流れですね。
0:35:37	そこから取り出すときっていうのは、再度その系統に戻すだけの話なので、若干それをそこまでちょっと話を広げるのかなっていうのはちょっと同じレベルの話なのかなっていうのはちょっと疑問にはありますと。
0:35:49	で、徹底議論で今、ご回答いただいたように、他社の状況とか先行の整理も含めてちょっとご回答いただくところなのでまずはちょっとご回答いただきたいと思ってるんですけど。
0:36:00	その際に、ちょっと整理しておきたいのがですね。
0:36:04	現状の設備状況は、使用済み樹脂貯蔵タンクまでしかない系統じゃないですか。激自体はですよ。ただ、許可申請っていう形で考えると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:15	現状の許可のライセンスで取ってるのはこの 7.1. 1 のこの系統図のイメージなわけですよ。
0:36:22	そうした時には、許可上は処理設備にしかないんじゃないんですかっていう気はするんですよ。要は実態ベースで話をするよりかは許可の申請上で、どういう扱いにしているのかっていう観点でご説明をいただきたいと思ってるんですけど。
0:36:37	今お話しした事項はご理解いただけますか。
0:36:47	はい。四国電力でございます趣旨理解いたしました。他社さんで樹脂貯蔵タンクから処理設備に送ったりする、処理をしている電力もございませのでそのところの考え方なんかも確認しながらですね、まとめさせていただきます。以上です。
0:37:04	規制庁西内ですそうですねこちらの方でももちろん先行の審査実績とこれからも引き続き確認はするんですけど、まずもって単純に、主貯蔵設備ですと言われてもその貯蔵設備っていうジャンルもないので、
0:37:17	なかなか申請書との整合性が取りにくいとか繋がりにくいという部分の問題意識があるというところでご理解をいただければと思います。
0:37:29	実は続けて、ほかに。
0:37:31	本件ありますか何か。
0:37:33	継承中です。タンクの話については今の通りで、再度整理していただくということで、
0:37:41	あと先ほど少し話のあった設備の位置付けという観点で、
0:37:46	補助者の方なんですけど、ここもですねちょっと設備上の位置付けを確認したいんですが、
0:37:52	これ一応基準への適合性を、
0:37:57	に必要なものとして、対象となる設備であって、
0:38:04	あとはその基準上です設計基準対象施設ですとか安全施設というようなカテゴリーがあるんですけど、この設備の位置付け自体はどういう位置付けなんでしょうか。
0:38:25	四国電力、富岡でございます。少々お待ちください。
0:41:52	傾聴中です。ですねちょっと回答に時間がかかるようであればですね少し効率的に進めるためにそこはまた次回説明していただければと思いますがいかがでしょうか。
0:42:05	四国電力富岡でございます。承知いたしましたまた確認してご回答申し上げます。はい。
0:42:10	それぞれ整理するとして先ほど少し話のあった、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:15	ちょっと資料の表示の仕方なんですけど
0:42:21	この資料 2 の 31 ページ目で、先ほどちょっとこちらからもコメントさせていただきましてけど、
0:42:27	わざわざその注意書きでその補助遮へいというふうに別に分けてるってのはこれはどういう意図でこういうふうにしたんでしょうか。
0:42:46	四国電力平田です。
0:42:57	通し番号 31 ページの表の扱いにつきましてご回答差し上げます。まず、
0:43:05	四条地震に関しましては、
0:43:09	もうその地震、
0:43:12	に関して 4 条に関して今回の設置許可では許可を受けるべき施設は、SRSディイタンクそのものである、どう考えておりました
0:43:22	表に正式形、掲載しておりますのはそのタンク自体等間接支持構造物である、原子炉補助建屋としておりました
0:43:34	補助遮へいやその他配管等については、
0:43:40	こちら 4 条の資料では申し上げておりませんが、
0:43:45	設備分類がわかりやすいように参考情報として注意書きで記載されさせていただいております。以上です。
0:43:57	血漿中です。ちょっと今説明がよくわからなかったところあるんですけど、
0:44:04	あれすかね申請書上は一応タンク自体は本文が今回仕様が変わるということで、許可上は申請書上変わってくると。
0:44:16	で、補助遮へい自体は申請書上、ちょっとみえっと、今、本文だけ見ると何か、
0:44:24	一応これ従業員の被ばく線量低減という目的ということによろしかったですよね。
0:44:34	志向電力トミオカでございますその認識で相違ございません。はい。
0:44:38	今宮永中操の遮へい。
0:44:41	と、
0:44:41	勤怠しゃへいしかこう書いてないようなところなんですけど他の社へってというのは、本文記載、申請本文上はどういう、
0:44:50	ところに記載なり、しているという、含まれるというふうに考えればいいんでしょうか。
0:45:18	四国電力富岡でございます。少々お待ちください。
0:45:32	うん。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:43	規制庁仲です。またちょっと時間かかるようであればですねまた次回でもいいんですけど、
0:45:49	いろいろ塗装なんか、最初はタンクという話でプラス遮へいもという話で、実はその関連系の配管もいろいろ実はあるとかいう話でね、何となくその、
0:46:01	今回ですね改造するなり
0:46:04	耳見るべき範囲というところが、
0:46:07	広く見るといろいろある中でですね、
0:46:10	タンクは明示的にいろいろ書いてるんですけど、遮へいが書いてあったり書いてなかったりで、その他の関連の配管とかそういうものが実はあるんだけど出てこないとか、
0:46:22	そこら辺がそれぞれですね、どういう位置付けで、それぞれ、
0:46:28	どこまでを示すべきなのか、まずはその設備の位置付け、設計基準対象施設か、安全施設か、あとは申請書上の位置付けですねそういったところを踏まえてどこまでを
0:46:42	整理して説明として示すべきかというところはちょっと整理してですね。
0:46:49	また次回お話していただければと思いますがいかがでしょうか。
0:46:57	知久電力トミオカでございます。承知いたしましたまた整理してちょっと次回ご説明準備したいと思います。
0:47:03	はい。規制庁仲ですよろしくお願いいたします。
0:47:23	原子力規制庁の中野です私の方から続けて質問させていただければと思います。
0:47:29	補足説明資料の 11 ページのところですね。
0:47:35	条文の整理表のところなんですけれども、以前のヒアリングでも確認したところではあるんですが、29 条の
0:47:45	敷地境界の
0:47:48	部分なんですけれども、
0:47:50	敷地境界の防護について、
0:47:53	現状の整理だと、既存の遮へい等により当該タンクからの放射線は十分低減されることから適用することは明らかでっていうふうに説明があるんですけども、まずですねそもそも
0:48:04	どういうふうに具体的に敷地境界の線量について評価しているのかというところを、説明いただいた上でそれを確認しつつ議論を進めたいなと思っておりまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:15	前回までのヒアリングの中で、タンクは線量に含まれてないんですけど、 いうふうな説明もいただいてたと思うんですけども、
0:48:26	そもそもの評価をどういうふうにやっていて何が入っていてどういう結果 を出してるんですみたいなところからちょっと確認させていただきたいな というふうに思っております。
0:48:38	ですのでちょっと敷地境界の評価結果ですね、について、
0:48:43	滝田伊奈という
0:48:45	次回以降でも大丈夫なので今、個別に説明いただくというようなもので はないと考えてます。
0:48:56	四国電力三嶋です。少し口頭の方で簡単にご説明させていただきます す。
0:49:03	3号原子炉補助建屋から敷地境界への影響につきましては、
0:49:07	一番厳しくなるところで、年間 2.0mSv。
0:49:14	いうふうに評価しております。この評価というのは、3個原子炉補助建 屋、
0:49:21	の外周コンクリート、
0:49:24	に設置されてる機器、
0:49:27	の影響によって、
0:49:29	保守的に管理区域境界が、建設当初の
0:49:35	基準ですね。
0:49:36	0.6. 25mSvになるものとして、評価したものでございます。
0:49:43	今回既存の遮へい機によって、
0:49:47	影響しないっていうのは、SSTのABもそうなんですけれども、また後程 補足説明資料の方で、管理図の方でご説明させていただきますが、
0:49:57	既存の遮へい機等が、外周コンクリートまでに、何層にもなってござい ますと、仮にですね、外周コンクリートが約
0:50:07	1メートル程度ありますが、
0:50:10	通路部でAが一番西側の方はBの方が目の前通路なんですけれどもそ ちらの方が一番敷地境界が厳しい方法なんです、
0:50:20	通路部で0.
0:50:23	0110mSvぐらいになります。以下にしますと、
0:50:27	外周コンクリートで約1メートルあるので、大体
0:50:31	今1万分の1ぐらいの影響になります。で、6.25mSv。
0:50:36	に対して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:39	10 マイクロの 1 万分の 1 っていうことなので、十分そのSSTの影響というのはいちがいに小さいと。
0:50:47	ということから、
0:50:49	既存遮へい器によって影響内容の明らかであるというふうに記載してございます。以上です。
0:50:58	現象規制庁の仲野です。今口頭でご説明いただいた部分もあるのでちょっと私の方から追加で確認なんですけれども、
0:51:06	今 1 万分の 1 以下ですとかっていう話をいただいたと思うんですけれども、例えば明らかに影響がないこと等がわかるっていうような説明の仕方では明らかにわかるっていうのはどういったところでその仕切り、
0:51:20	を設けて、これ以下だったら大丈夫これ以上だったら考慮するみたいなのところの考え方とかっていうものを整理されてたりするんでしょうか。
0:51:36	します。
0:51:41	ももとのいえ、建屋境界の外周コンクリートに設置してないと。
0:51:49	いう時点で既存遮へいによってナカノ、放射性物質の有している機器については遮へいできるようになってますので、
0:51:59	そういったところで、明らかにわかると
0:52:03	加えて申し上げますと、SSTっていうのは、その本意によっては
0:52:08	グランドレベルし、下にあるとか、そういったこともございますので、
0:52:14	そういったことも相まって明らかであるというふうにしております。以上です。
0:52:22	原子力施設の中の水、今のご説明だとその定量的な数値境界というよりは、もう
0:52:30	何、何て言うかな設備の設計、
0:52:34	の仕方によって、そういうふうを考えてるってそういう理解でよろしかったですか。
0:52:51	施行日後すいませんもう一度お願いいたします。申し訳ありません。
0:52:55	原子力規制庁の仲野です。
0:52:57	土肥三島さんの方からご説明があった話だと
0:53:02	建屋の外周コンクリートに接続してない、設置してないとか地下にあると
0:53:07	かっていう
0:53:07	設備の設計の部分をかながみて、
0:53:13	明らかにその影響を与えないっていうふうな判断をしてるっていうふうにおっしゃってたんですけど、その判断明らかに影響を及ぼさないっていう判断の根拠としてはそういった設計の話。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:24	がメインであって例えばスーチーの
0:53:28	メルクマールみたいなその判断基準があるわけではないという理解でよろしかったですかね。
0:53:37	木野通りです。申し上げます。申し合わせ事項電力もしますご認識の通りです。
0:53:54	規制庁ニシウチですけど、
0:53:58	説明したい内容はまず、
0:54:01	と。
0:54:02	自体は理解できるんですけど、
0:54:07	まずはちょっとそういった情報をまずは書いてくださいというのがスタートではあるんですけど、一方でですねやっぱり明らかであると考えているっていう部分の使い方が他の条文と若干やっぱりニュアンスが違うような気がしてはいますね。
0:54:20	今の話を聞く限り、結局追加の遮へい器とか、要は既存の遮へい器で十分だよっていうそういう配置設計をすることで適用するわけですよ。
0:54:30	要は極端な話この使用済み樹脂ちょ町道タンクを屋外に置いたらそれ線量評価の対象にももちろんなりますよね。
0:54:37	だからそういう配置設計をすることで、適合するっていう、いうわけであって、何ていうんでしょうかね
0:54:45	例えばですよ。ちょっとすみません話が先にそれちゃんと先にそっちやりたいんですけど、
0:54:55	同じ資料の 5、5 乗とか 6 乗のところちょっとこれ、そもそもちょっと文章が理解できなかった先にこっちを確認したいんですけど。
0:55:05	津波のところと言うと、
0:55:07	一行目 2 行目で、使用済み樹脂貯蔵タンクは、損傷した場合には補修等を行うとしてクラスⅢの安全施設であると。
0:55:17	だからそもそもこれあれですよ。津波から何かしら防護しようとしてるわけじゃなくて、こういった対応を行うような設計をしている依田守らない安全設計をしてるわけですよ。
0:55:29	とまず僕は理解をしていて、で、その次の分は何か繋がりがよくわからなくて、同設備は本条文への適合性が確認された既存の建屋に設置することからっていうのは、この一行目 2 行目の話なんか関連性があるんですけど。
0:55:47	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:48	芦刈の子に対する、一応止めと2行目はまあ、正直言うと関連ないんですけれども、前回ご指摘いただいたクラス3ですよねと、クラス3で、保守とかでやる設備ですよねっていう話。
0:56:03	も含めて記載し、今までの企業間の整理を記載しなさいというコメントをいただいたと思ってますんで、一応それを記載してると、正直言うと一行目は、
0:56:14	何ていうかね、結論から逆算して考えると、意味のない記載になります結局、防護された建屋内に入ってるんですべて完結かなと思ってます。以上です。
0:56:25	そっちは簡潔なんでしたっけ、規制庁ニシウチですけど
0:56:32	あれ、そっちで簡潔なんでしたっけクラスⅢの安全施設で、結局その防護設計はクラスワンツーに対してっていう話で店舗許可申請書添付に書いてないでしたっけ。
0:56:45	中部電力です完結というのがごめんなさい。簡単という意味で申し上げて、そっちで終了という意味では、中出ごめんなさい、言い方が悪い、設計は、
0:56:56	には記載の通りクラスワンツーは細胞対象施設としてきちんとエントリーしますと福田さんについては、補修とか、代替設備とかそういうので、当然対応する設備として、クラス3を設定クラスはそういう扱いをしますというところ。
0:57:12	を説明してます。
0:57:14	規制庁西内です。そうですね。だから逆、すみません逆僕、僕のイメージ逆だったんですよ
0:57:22	クラスⅢの安全施設で、補修等を行うとしている。このことで、適合性を担保そういう運用で適合性を担保している設備、
0:57:30	であると。その運用っていうか考え方を考えるものではないので、
0:57:37	特段、もう適合性は明らかであるという、というだけなのかなと思っていて、実態として、補修等を行う必要があるかという、
0:57:48	この原子炉補助建屋内にあるので、そもそも津波でそうする恐れはないので補修するようなことが実際ないと思われるっていうだけのその具体化ブレイクダウンした内容がその2行目なのかなという気はしたんですけど。
0:58:04	中部電力盛田です。概ねその通りですね書き方の順番の問題かなと思いますけれどもそのあたりを、もう明らかだけ
0:58:15	クラス3で補充する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:17	設備補修で対応する設備なんですけれども、
0:58:21	そもそも、補助建屋内に入ってるんで、影響もないところに入ってますと、なんで提供は明らかと、またですね、既存設備変更なく運用へ、先ほど申し上げた通り宇賀さん。
0:58:36	であって運用の変更もないというところで影響はないですよというのを何ですかね、
0:58:43	悪く言うと冗長的に書いているという内容になります。以上です。
0:58:49	そうですね。規制庁西内です。そ少なくともちよつと今の文章構成だと、1行目と2行目の繋がりが理解ができないので、
0:59:01	結局、端的に端的に言うところとか、クラスⅢだから、
0:59:06	適合性明らかでしょうっていう方じゃないんですけど。どっちがどっちが集団なんですって。
0:59:13	既存の設備で防護できているからなんですってそれともクラスⅢで防護ではなくてその補修対応する設備であってその運用を変更しないから、なんですけどどっちなんですって。
0:59:24	庄田横江です。どっちかと言われると、もう簡単によつと思えば建屋内ですってというのが一番簡単かなというんですね、建屋内というのは、確認された建屋ないので明らかですというのが、
0:59:38	一番簡単かな。規制庁西内ですけどあの簡単かどうかでは僕これないと思っていて、津波に対してそもそものクラスⅢ設備をどう防護する設計なんですかっていう話だと僕は思っていて、
0:59:49	まず、既許可でクラスⅢに対してどういう設計してるんですかと、建屋内に設置して防護する設計とするって書いてるんですけど。
0:59:56	クラスⅢの設備に対して、
1:00:00	四国電力守田です。そこまでは書いてないんですけど、ごめんなさい。規制庁西内ですけどそこだけだと僕思ってるんですけど。
1:00:08	逆に言うんですよ。その設計変えるっていうんだったらそれ許可申請を本文変えなきゃいけないですよ。
1:00:15	話テンパチヶ月とかなきゃいけないですよ。
1:00:19	クラスⅢがそもそも防護ではなくて、補修対応をするっていうのが今の設計ですよ。
1:00:26	実態の実態としてはそもそも損傷することはない。
1:00:31	ような場所にあるんだけどっていうのが実態としてはあるだけで、それは別に許可申請書上何か記載されてる設計方針じゃないのかなという

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のが、今ちょっと僕は理解する考えなんですけど何か若干違いますかね認識は。
1:00:43	省力モリタです実態上は確かにそうですけどこれあくまで条文整理表なんで、ある意味わかりやすく、経営者さんによくわかるように書いてますと、クラス3 設備で、補修等で対応する設備ですと、
1:00:56	ただ、実態として立てないにも入ってるから明らかに問題ありませんっていうところを、何て言うか明示的に記載してるっていう。
1:01:03	のが、補足説明資料なんで、もうその辺りをわかりやすく書いた方が、規制庁がさんもわかりやすいかなと思って書いたものですけどもプラスで簡潔にした方がそう、設置許可上そうだから、その方がいいというのであれば、それはもちろん対応できると思います。
1:01:20	以上です。規制庁西内ですけど。
1:01:23	そういう意味でいうと、すいませんちょっとご配慮いただいた部分だと思うんですけど。
1:01:29	逆にちょっとわかりにくくなってしまったっていうのがちょっと本音でして、ここって結局、条文整理なんですよね。条文整理なので、この条文に対しての適合性を申請書でどう説明していますか。
1:01:41	という整理なので、そこは実態と逆にまぜてしまうと、
1:01:45	わかりづらくなるのかなという気がしてます。
1:01:50	まずは要求事項とそれに対して許可申請者で既許可でまずどう説明しているのか。
1:01:56	結局そのライセンス上でどう説明しているのかっていうのがまず一義的にある話なのかなあと。
1:02:03	もし実態っていう話をしたいのであればあくまで参考にしかないと思うので、多分そういう趣旨であることをもう少し明確に書いていただくのかなと思いますけど、そもそも、
1:02:13	そこが必要なのかどうかっていうのがそのライセンスの関係だとなんじゃないかなっていう気がしましたっていうところでしょうか。
1:02:20	それに加えて衛藤北條側はおっしゃった通り実態は言ってますっていうところもあって
1:02:29	何て言うんすかね。安心感を増したいっていうところもあって書いたものなんで記載を
1:02:35	ちょっと順番、順番じゃないですね、構成変更してクラスターの運用対象設備なんでその運用とかそういう設計の考え方。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:44	それで基準適合性確認されているものは変わらないというものを書いた後に、
1:02:49	次、なお書きとかで、建屋内に入っていて、確認された建屋内に入ってるとかいう構成の方がわかりやすいという。
1:02:59	コメントと理解します。その辺りそのように修正したいと思います。
1:03:05	以上です。規制庁西内ですありがとうございます。多分それで認識は合ってるのかなと思うんですけど、一応念のため確認ですけど、ライセンス上はあくまでクラスターの安全施設で防護じゃなくて補修対応でっていうところで、
1:03:17	津波、クラス 3 設備に対しては津波にそのよその消防署の適合性をとっているって理解でよかったですよね。
1:03:25	中央電力に対する今日はその通りでございます以上です。わかりました規制庁西内です。で、
1:03:31	その前提でちょっと 27、佐瀬 20、
1:03:37	29 条との関係も、また整理したいんですけど。
1:03:41	さっきの津波とかの話でいうとですね。
1:03:44	そもそも今回申請してる使用済み樹脂貯蔵タンクっていうのが、こういうそのクラス 3 設備であって、そのクラス 3 設備に対しての全体の設計方針っていうものがもうありますよと。
1:03:55	それを変更することがないので、
1:04:00	もう明らかに適合しているでしょっていうのは、もうある種明確だとこれはもう思っていて、
1:04:07	一方で、29 条の方は、
1:04:11	さっきの説明を聞く限りだと、こういう机上の遮へい器とかがあるように配置設計しているから、特段追加の遮へいとかしなくても、ここへ適合してることは明らかであるっていう形で何か若干、
1:04:25	ステージは違うのかなという気はしてるんですけどここは、
1:04:30	そういう先ほどナカノ方から何かメルクマールみたいな派遣もありましたけど、ちょっと参画の度合いがよくわからないなと三角の場合の部分の度合いがですね。
1:04:42	というところが一番のちょっと疑問でして、
1:04:45	既許可の建設時のこの建設時の使用済み樹脂貯蔵タンクに対する説明とかも、伊方発電所として多分あるっていうことだと思うので、そういうちょっと、実際どういう評価をやっていて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:59	評価ベースでアプローチをするのかどうかというところも含めてちょっともう少しこ事実化をいただきたいなと思ってるところです。
1:05:14	四国電力、富岡でございます。承知いたしました。記載実は検討いたしていただきたいと思います。
1:05:26	規制庁仲です。
1:05:28	条文の関係でいうと 29 条の今のところなんですけれど、
1:05:34	一応何か本日の 11 ページ目の資料を見る等、
1:05:43	と、
1:05:44	そっか、放射線は十分低減されることから、
1:05:48	とかですね、明らかであるというような、
1:05:52	少し定性的な言い方があってですね、
1:05:56	これ具体的にどうということなんだっていうのは少なくともこの行数を見ただけです、判断はできないと感覚的にそんなに問題ないだろうというのは、
1:06:09	それはそれで理解はしているつもりではあるんですけど、
1:06:13	そうした場合にですねさらなる補足説明資料なりで、先ほどいろいろですね地下に
1:06:23	位置的には地下にあるとかMaaS既存の遮へい器で防護するとか、
1:06:28	そういう、いろいろ説明されたことをですね補足として整理することなんですけど、そういう補足で整理すること自体がですねもうすでにその評価という中にですね、
1:06:41	含まれるものかというところがあってですね。
1:06:45	やはりそういうものを示していただかない等、それは明らかであり十分低減できているということも証明できないということであればですねむしろここは対象条文として、
1:06:57	しっかりとですね、そういう説明をしていただくということかなというふうにはちょっと考えてますが、ちょっとその取り扱いについてはですね、
1:07:07	また補足説明資料を用意されるということですけど、ちょっと引き続きですね少しそこは事実確認の上ですね、
1:07:15	話を進めさせていただきたいと思っております。以上です。
1:07:27	四国電力の宮岡でございます。承知いたしました。
1:07:35	衛藤規制庁ニシウチですけど。
1:07:37	ここまでで他に来て聴覚ありますか。
1:07:43	ちょっともう 1 点だけ最後は確かなんですけど、さっきちょっと話した津波のところで念のため確認も含めてなんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:51	例示として津波ですけど、
1:07:54	今回行って、
1:07:56	一応実際にやる工事や使用済み時初動タンクの増設工事ですよ。
1:08:02	実際にやる行為は、だから、いわゆる新設扱いだと思うんですけど、
1:08:07	じゃ、その新設の設備に対しての設計方針って、
1:08:12	既許可から設計方針に変更はないのはそれは明らかだと思うんですけど、それは今回初めて見る話になる。
1:08:21	という頭はあると思うんです。
1:08:23	それでも三角なんだろうかっていうのがまず基本的なところであって、
1:08:29	それはどういうお考えでしたっけ。
1:08:37	ちょっと考えてたのは、例えば今回で結局本文の変更内容を見ると、使用済み樹脂貯蔵タンクの容量の変更なんですよあくまで、
1:08:47	新しく一基建てるという理解をあくまで容量の変更っていう変更内容であって、そういう意味では使用済み樹脂貯蔵タンクについて、既許可で見ている設計方針から、
1:08:58	容量変更することで特段、その設計方針が変わるわけではない。
1:09:03	だから新設という、増設工事っていうような言い方をしてますけど、意味合いとしては増設じゃなくて既許可のタンクの容量変更っていう意味合いで、整理をされているというふうに理解すればいいんでしょうかっていうのだけちょっとお聞きしたかったところなんですけど。
1:09:30	四国電力、富岡でございます。本件につきましては確かにきっかけはですね容量の変更というところではございますけれども、実際に行うとしてはタンクを増設する、タンクを新しく設置するというところでございますので、
1:09:44	そのタンクを設置するという行為に対して許可に適合してるかどうかを確認していくものと認識をしております。
1:09:53	規制庁に周知ですけどそうすると最初に私がお聞きした、増設新設っていう今回の工事、
1:10:01	変更ですけど、
1:10:03	ただ、津波とかのそういう設計方針は、その増設するタンクに対する設計方針って、今回増設新設する以上今回初めて見るわけですよ。
1:10:12	だけど参画っていうそういう考え方なんですか。
1:10:16	そこはあくまでだからそのタンクに対してというかは、その発電所減少施設における設計方針として見ているからっていうそういう主張なんじゃないかな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:30	四国電力井原です。六条を担当しておりますので六条のちょっと例を踏まえつつ、
1:10:36	お話ししますが、我々の考え方としてはタンク、今回の申請対象ですがタンクの増設ということでSRSS案を新しく作りますと、
1:10:46	例えば6条に対しては、
1:10:49	SRSTATION設計への安全施設に含まれますので形式的には外部事情により防護せよというそういう要求事項がかかりますということで、
1:10:58	関係条文じゃないかって言う案バツではないということで、まず、
1:11:04	丸橋さん加来の方に来ると、で、
1:11:06	今回申請する。
1:11:09	3市に適用される設計方針っていうのは、
1:11:12	設計方針の中で考慮すべきことっていうのは何かっていうのを6条例に考えますと、
1:11:18	そもそも前提条件である既設の防護された建屋の中に設置するという、そこで話がもう棒適合性に関する説明はついてしまっていて、今回作る作る、3市のタンクの設計、
1:11:32	の中で、新たに外部事象に防護するための何か防壁を追加で打ち壁を作るとか、そういったことは何ら講じる必要がないということで、今回のS、A3回り、
1:11:42	の設計方針として、適合を担保するために設計上の措置を講ずる必要がないと適合のための措置を講ずる必要がないと、いうことでもって
1:11:51	参画と、
1:11:52	いうことを整理しております。従いまして今回の設計変更、
1:11:58	変更許可申請について、6条について変更として書くことがないと、そういう整理で提出させていただいてます。以上です。
1:12:13	規制庁西内ですけど、
1:12:16	何となく、
1:12:21	理解した気はしたんですけど、
1:12:26	なんでしょうだから、今
1:12:28	表外の米印のところで、丸三角×の凡例があると思うんですけど、
1:12:33	これももう少し明確に言うと、三角っていう。
1:12:36	三角の丸。
1:12:38	ていうのは、
1:12:39	あくまで今回、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:42	変更する場所を変更する内容がありますよねと、その変更に、を踏まえて、追加で、
1:12:48	何か車防護設計とか、そういうその各条文への適合性に対して何か追加でやらなきゃいけないことがあるかどうかと言うのがメルクマールになってるってそういう理解ですか。
1:12:59	だから 29 条とかも特にないよってそういう説明をしたっちゃうことですか。
1:13:05	はい。ご理解の通りです。29 条、
1:13:08	の観点からは今回設ける
1:13:11	補助者遮へい器が 29 条適合のための担保として何ら寄与しないと。
1:13:16	いうところで、そこが三角と丸の分かれ道になっているということでございます。
1:13:23	規制庁西内ですけど、今回追設する補助遮へいあるじゃないですかあれはあくまで 30 条の業務従事者のために置くものであって、
1:13:32	29 条の周辺協会の関係で置くものじゃないからってそういう説明ですが今おっしゃっていただいたの。
1:13:40	はい、ご理解の通りでして 30 条はい。
1:13:46	もう申し訳ございませんちょっと音声乱れてしまいますのでもう一度お願いします。
1:13:54	各先ほど説明いただいた内容の確認ですけど、
1:13:57	20、今回追設する補助遮へい機は、30 条の関係で清整備して設置するものであって、29 条の関係で、のオクものではない、29 条の周辺敷地外ということでは今回追設補助遮へいがなくても、
1:14:13	達成できると考えているとそういうことですか。
1:14:17	はい。ご理解の通りでございます。
1:14:21	だからあくまで丸三角のメルクマールは何かしら追加でやるのかどうかってところが非メルクマールになっているってそういうことですか。
1:14:29	はい。追加で適合のための措置を今回変更申請対象である SRST3C の設計において講じる加工じゃないかというところでございます。
1:14:38	規制庁西内ですけど、そういう意味であれば、多分 0 三角 × をそう書いてもらう必要があるんじゃないかなと思うんですけど、まず、そう説明したいのであればなんですけど。
1:14:51	今の多分 0 三角の書き方が、多分ふわっとしているから多分こういうやりとりなると思っていて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:56	まず伊方としてそうやりたいということであればまずそう整理をしていただければいいのかになっていう気はするんですけど。
1:15:06	四国電力富岡でございます丸三角×につきまして当間説明の仕方をちょっとまだ考えてご説明申し上げたいと思います。
1:15:16	とりあえずだから現時点においては、追加で何か要は既存の対応から何か変更するかどうかっていうところで、
1:15:25	持っているっていうことですね。
1:15:26	だから例えば火災溢水、
1:15:30	火災 1、
1:15:32	水 1 住まい済まそうか。
1:15:34	溢水、
1:15:36	例えば地震とか、四条の地震とか、あと今回 28 中の貯蔵施設とかは、
1:15:43	追加で何かやるというかそもそもここをそのタンク自体で適合性を持つようなものなので、
1:15:49	当然対象だよねと。
1:15:51	その他の、例えば火災とか溢水に関して言えば、このタンクのために、発生防止から含む発生防止とか、
1:16:01	結局水の方も多分タイが必要でもあればちょっと磯山タンクそのものなのか火災とかその誤操作防止のように今回のタンクに関して追加で何かやるから、0 であって、
1:16:13	ということですよ。
1:16:16	ふうん。
1:16:19	四国電力富岡でございます。ご理解の通りでございます。
1:16:29	規制庁仲です。
1:16:31	ちょっと 0 三角×のところまで戻ってきてしまってるってところなんですけど、
1:16:36	そもそも、だから基準のたてつけから言えばですね大体その主語が、その設計基準対象施設とか、安全施設とか、そういうふうになっていて、
1:16:48	厳密に言えばですね、今回のその対象設備が、その
1:16:52	DB施設かその安全施設ということであれば全条文それが適合、
1:16:56	を見なければいけないんでしょうということで、基本的には全部が対象というところだと考えていてですね。
1:17:03	ただし、あるものについてはですね設置許可段階において、
1:17:10	ある程度の評価条件なり

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:15	基本設計ないし基本設計方針というところを定めていて、
1:17:20	その範囲内に明らかに影響を与えないというところであればですね、あえてそこはその0としないまでも三角でいいかと、というようなそういう考えだったのかなと思うんですけどそういうことでもないんですか。
1:17:53	四国電力富岡でございます。大変申し訳ございません。もう一度ちょっとご説明をいただいてもよろしいでしょうか。先ほどちょっと聞こえてなかったですけども、
1:18:04	いや、と聞こえてはいたんですけどもちょっと御説明がちょっと理解がおよんでおりませんですいません申し訳ないんですけどもう一度お願いいたします。脇田、もう少しすみ砕いていうとだから、
1:18:18	許可基準自体ですね
1:18:22	設計基準対象施設は変わらなければならないとかですね安全施設についてはこうならなければいけないというような、
1:18:29	ような立て付けになっていてそういう意味で言うと、今回の樹脂タンク自体がですね、そのどちらかに当てはまるのであれば、基本的には、それ
1:18:41	それに関係するせ条文は一応、
1:18:44	関係条文ではあると、そこまではよろしいですかね。
1:18:52	四国電力富岡でございます。理解してございます。はい。はい。その上で、すべてをマルとバツで区切るのかというと、
1:19:02	3角という概念があって、要は三角という概念は何かというと、
1:19:08	それは許可段階において、
1:19:11	ある意味そのですね、
1:19:15	条文適合性という方針を述べていて、
1:19:19	その方針自体、
1:19:21	納付高、
1:19:23	内容がですね、明らかに変わらないというものであればそれはあえて0としなくても三角とすると。
1:19:31	一応そういうことなんでしょうか。
1:19:36	はい。結局範囲で述べている設計方針に対しても変更がなくて、
1:19:41	変わらず適合していることが明らかと。
1:19:43	ということですので、そういうものについては改めて審査する日
1:19:48	越えておりますので、三角に落ちるという整理でございます。また、先ほどの話でありますけども、既許可範囲に、
1:19:57	への影響はないという上で、さらにその申請する変更範囲第三種自体についても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:04	特段の防護適合のための措置を講じる必要がないと、その2点について
1:20:13	特に述べることがないというものが三角でございます。以上です。
1:20:18	はい、規制庁の中で問題なのはですねその明らかにというところの解釈が、多分本社と我々で少しずれているところがあってですね。
1:20:29	御社として明らかだと考えてるところはうち、我々にとると少し、
1:20:34	明らか、本当に明らかなのかどうか、十分な説明をしないとそこはわからないのではないかとこのところのずれが多分生じているのかと置いて、
1:20:44	例えば少し議論があった津波とかですね外部衝撃みたいなところは今三角になってますけれど、
1:20:53	これも今ですね備考の書き方があまりよなくて
1:20:58	多分ですね、
1:21:02	5、
1:21:03	本条文への適合性が確認された既存の原子炉補助建屋内っていうところがですね。
1:21:10	これがよくわからないところがあって、
1:21:13	結局せえっと設置許可段階で、
1:21:16	どのような設計方針のもとで、ここは良しとしたのかということですね、述べていただく必要があって、
1:21:26	例えば津波であれば、ある程度概略的な防護で防護するというので、中のものが二つになろうか三つなのが変わらない。
1:21:36	と、というようなことであればそれはそれで明らかという。
1:21:41	これはもしかしたらいえるのかもしれないし、
1:21:43	それだから結局外部がちゃんと守っていれば別に内部のことは無いというのは、そういうような説明が聞ければそれはそれでそういう、
1:21:53	何か整理もできるのかもしれないでしょうし、一方で
1:22:00	29条のようなところインベントリ自体が変わるようであればですねそれは何かしらの影響が出るだろうと、01の判断ではないだろうと。
1:22:11	というような条文も多分あるでしょうし、そこを少しですねその許可段階における約束した事項なりその評価条件が変わるか変わらないか。
1:22:21	そういったところをですね、踏まえて、参画であるかどうか、明らかかなかどうか。
1:22:30	そういうような感じで整理していただいた方がいいのかなというふうに聞いた気がしますが、いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:40	あ、四国伊原でございます。コメント、理解しました
1:22:45	先ほど私三角は診察する必要はないといったところは、すいません少し訂正させていただきます
1:22:52	変更申請書として記載することはないんですけども審査の中できちんとご説明する先、コメントいただいたようにご理解いただけるように説明するということが必要だと、いうふうに理解してございます。
1:23:03	今現状は備考欄で定性的な説明にとどまっているところについて説明が拡充が必要であるということであれば、必要に応じて別紙なり、資料を起こすなりして、
1:23:16	ご理解いただけるような説明に尽くして参りたいと思っております。
1:23:21	はい。規制庁中です。補足は補足いろいろ必要なのかもしれませんが、
1:23:26	多分明らかにというのは本当にもう、ここの数量を見ただけですね誰もがこれは確かに明らかにし、条文対象であるんだけど明らかにその
1:23:37	新たな評価なりが必要ないというふうに判断できる程度の
1:23:42	なそういう相場感なのかなというところはちょっと個人的に思いますけれど、少し今の書き方自体ではですね
1:23:50	少し〇なり参画、ここの定義から少し議論が必要なのかもしれませんけれど、それを踏まえたその理由にはちょっとなってないんじゃないかなというふうな気がしますので、少し、
1:24:04	設置許可、
1:24:06	でのですね記載なり方針、内容に照らしてですね、どうであるのかと。
1:24:12	いうところで整理いただければと思いますが、いかがでしょうか。
1:24:21	四国電力富岡でございます。承知いたしました。また、近いまた後、ご説明準備したいと思っております。
1:24:30	規制庁西内ですけど少々お待ちいただいてもいいですか。
1:24:36	規制庁西内です。ちょっとこの関係だと言ってますけど、あと申請書との関係なんですけど、
1:24:44	本文事項については、今回変更する部分を本文に書いていてそれが変更しないというに書いているのでいいんですけど、テンパチい具体的なテンパチの
1:24:56	冒頭の1章のところで、
1:24:59	設置許可基準規則への適合性の設計方針って書いてるところあるじゃないですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:07	今具体的に今回の申請書で電発で挙げていただいているものって言うんであれば今のこの適合性条文の丸のところに該当する部分を挙げてもらっているっていうふうに理解をしてるんですけど。
1:25:18	ここについてもあわせて整理をしていただきたくてですね。
1:25:22	先ほど来仲川等、もうお話をしてみましたけど、
1:25:26	三角以上は基本的に適用なわけなんですよ、今回の申請行為に対して、
1:25:32	ただその適合性の度合いがどれだけ明らかかっていう違いだけであって、少なくとも確認する対象を審査しなきゃいけない対象であることは間違いはないと思っていますと。
1:25:42	そうなったときに、添付資料の 8 にそういった参画の条文が載ってこないと。
1:25:48	それは果たして申請としてとった他、整合しているのかっていうところの観点も含めて整理をいただきたいと思っています。
1:25:59	確認いただきたい点よろしいですか。
1:26:07	四国電力富岡でございます。承知いたしました。
1:26:12	規制庁西内です。もちろん四国電力内での先行も踏まえつつですけど他社の先行とかも含めてよく見ていただいた上で、
1:26:23	またご説明をいただければと思いますよろしく申し上げます。
1:26:28	はい承知いたしました。
1:26:30	はい。衛藤。
1:26:33	ここまでの範囲では規制庁側からよろしいですか。他は。
1:26:37	はい。
1:26:38	具体的な個別の逐条の説明ですかね。はい。四国電力の方から引き続きお願いします。
1:26:54	でしょ。はい。四国電力平田です。コメントナンバー18-1 についてご回答いたします。規制庁西内です。少しだけ松田でもいいですかすみません。
1:27:07	規制庁西内です。
1:27:10	すみませんちょっと順番を少し入れ替えたいんですけど。
1:27:14	28 条関係のコメントから先にもお願いしてもいいですか、対応を対応いただきます。大丈夫ですか。
1:27:28	あ、四国電力、トミオカでございます。28 条からスタートということで承知いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:57	衛藤原子炉規制庁仲野です。28条の関係なんですけれども、私の方から審査会合とかも通して
1:28:05	原発の記載の変更についてお話を伺ってたと思うんですけれども、その部分について今回補足説明資料の129ページだったりとか、
1:28:15	追記いただいたと思うんですけれども、それに関して一旦ご説明いただければと思うんですけれども。
1:28:22	よろしいでしょうか。
1:28:31	四国電力富岡でございます。補足説明資料の28条で追記した部分について一通りこちらからご説明申し上げたというところで、よろしいでしょうか。
1:28:48	はい、原子炉規制庁仲野ですそうですね一旦28条の部分。
1:28:53	ですね、についてご説明いただければと思います。
1:29:07	はい、すいません四国電力井手でございます。そうしましたらお手元の資料の28条ですので、120ページのところをお願いいたします。
1:29:17	当然会の方は目次になりますけども1と2の本項目しかございませんでしたが、今回新たに二つの項目を追加してございます。3ポチに汚染拡大防止4ポチに、
1:29:28	日常、8条適合のための設計方針ということで、追加をしてございます。江藤。変更ないページは飛ばさせていただきまして、124ページの方をお願いいたします。
1:29:41	こちら廃棄物の貯蔵貯蔵保管料についてのご説明資料ですけれども、審査のヒアリングもし、プラス審査会合の方でご質問いただきました。増設の予定についてですけれども、資料の方にですね、現時点で使用済み樹脂貯蔵タンクをさらについ
1:29:57	増設する予定はない旨を追記してございます。124ページの変更点は以上となります。
1:30:05	続いてめくっていただきまして、126ページからが汚染拡大防止内容となります。具体的には127ページの方にお示ししておりまして、
1:30:18	今回沈み初段貯蔵タンクは漏えいが発生した場合の汚染拡大防止を図るため、独立した区画を設けて検知漏えい検知を設置する設計とするという旨を、
1:30:29	記載してございます。具体的な概略配置図をですね、図の下の28-3-1図の方に示してございます。タンクが三つございまして一番右側の3Cタンク。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:43	こちらの方にですね漏えい検知器というのを、がここにございますというのを、図示してございますのとあと、独立した区画を設けるということで遮へい鬼頭壁を見ていただきましたら独立確認。
1:30:56	設置することが見て取れるかなと思ってこの図を追加してございます。
1:31:01	あとですね前回ご質問いただきました漏えいが発生した時の具体的などのような対策をとるのかというところについてその下のところに、1ポツと2ポツということで追記してございます。
1:31:14	具体的には漏えいが発生した場合当室内に設けた目皿に漏えい性が漏えい、流入します。それが埋設配管の中を流れまして、埋設した配管の下流に弁がございましてそこは常時閉じてございます。
1:31:29	そちらの配管の中に漏えいの水がたまってきます。それを漏えい検知が当該弁の手前に設置されてございますので、範囲配管の中にですね漏えいした水が溜まってきますと、検知器で検知ができるというような流れになってございます。
1:31:45	上の図のところにですね、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、丸井さんCタンクの左下に目皿を書いてございまして、... で下の方に配管、埋設配管ございまして、
1:31:58	黒い弁で閉めているこれが常時閉にしているイベントでそこにちょっと分岐した形でありまして漏えい検知器を設けておりましてそこで検知ができるという構造となっております。
1:32:11	文章の方いきまして2ポツです。漏えい検知後の活動といたしましては、こちらの方の検知器が経営と感知されましたら、中央制御室のほうに警報が発信いたします。
1:32:21	その警報が発信したことを確認しましたら、原因調査を行いましてタンク水位を確認するとともに、漏えい箇所の隔離等の対応を行うこととなります。
1:32:32	このように漏えい発生時の迅速な汚染拡大防止の活動の実施を目的といたしまして、
1:32:39	漏えい検知器を設置するというような設計にしてございます。衛藤付箋拡大防止に関するご説明は以上となります。続きまして128ページ目以降具体的に129ページ目ですけれども、前回のご質問のときに、
1:32:54	前回の時に、
1:32:58	逐条の方に書いてございます独立した区画を設けるだとか検知があるというところは、どこのところでそれを添付8のところで書いているのかというご質問を受けての説明資料を追加してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:11	具体的な表の方を見ていただければと思います。表四つに分かれておりまして、左側二つが逐条評価で、一番左側が今回の変更申請時の逐条の評価の書き方。
1:33:23	左から2番目が新規規制基準のときの逐条評価の書き方となっております。次、新規規制基準時には赤線でアンダーライン引いてございますが、廃棄物による汚染の拡大防止を考慮した設計すると。
1:33:37	というような記載をしておりましたところ、それをより具体化するというので一番左側の今回の変更申請、独立多区画見地ということを追記してございます。
1:33:47	この地域した部分がどこかというのを右の表の真ん中になります。具体的な添付の8の7章、放射性廃棄物廃棄施設のところの、
1:33:57	液体廃棄物になるんですけれども、液体廃棄物の設計方針の(4)のところになります。液体廃棄物処理設備Ⅱ及びこれに関連する施設と、
1:34:08	ということで、7ポツ4、廃棄物処理設備ここに樹脂タンクの方が入って含まれるんですけれども、この7ポツ4のお答え廃棄物処理設備に記載したもののうち、
1:34:20	液体状の放射性廃棄物を扱う設備についてはということで、こちらの液体廃棄物の7ポツ3-2の設計方針のほうに飛びまして、具体的にはBポツのところで漏えい検知、
1:34:33	あと下の方になりますけれども独立した区画ということに記載してございます。ですので逐条評価に記載したところは、7ポツ3ポツの設計方針のところで、読むというような形で考えてございます。
1:34:45	以上簡単になります資料の説明となります。
1:34:52	原子力規制庁の中野です。今ご説明いただいた中でちょっと私の方から128ページ129ページの方の関係で確認させていただきたいんですけれども、
1:35:04	まず、今回の資料の中でですね、テンパチの記載を書き換えた、大本の理由についてなんですけれども、理由自体は、今ご説明があった通り、
1:35:16	説明の内容をより具体化したいからっていう理由でよろしかったですでしょうか。
1:35:24	四国電力の井出でございます。はい。より具体化するとあと、先行他社さんの記載も踏まえてということになります。以上です。
1:35:36	減少既設のナカノです。はい。具体化ということで理解したんですけれども、そもそもなんですけれども確認、ちょっと続くんですが、ただ今回のタ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ンク自体は既設のものからその設計方針漏えい検知のシステムはもと もと
1:35:51	素行が変更が生じるものではないっていうもので理解してよかったです よね。
1:35:59	四国電力でございます。はい、ご理解の通りです。
1:36:04	はい。規制庁の中野です。それでですね、そうでいうと、もともとその添 付の 8 がどうあるべきかというところからちょっと考えたんですけど も、
1:36:15	この原発の資料の説明の内容ってどういうものを書くべきなのかなって いうところで、
1:36:22	ここの部分に書く部分ってその許可への適合性をどういうふうに示すか っていうところで書かないが決まるような気がしている。木山リーダーに 思ってるんですけども。
1:36:34	その中で、今回のその漏えいを検出できる設計っていうところは、どうい った整理で今回のその適合性でも 28 条に今回当てはまりますけれど も、
1:36:45	に整理して、その説明をしているのかっていうところをお伺いしてもよろ しいですか。
1:36:55	菖蒲電力トミオカでございます。今回タンク参集はですねまた新たに設 置するものとして、説明を申し上げている、申請をしているものでござ いましてその三種タンクにつきましても漏えい建築を、
1:37:09	設置するというところで
1:37:11	述べさせていただいてるものでございます。
1:37:16	現職生徒ナカノすみませんちょっと私の聞き方が良くなかったのかなと 思うんですけど、今回 28 条の該当としてその説明の中でテンパチのな部 分。
1:37:27	漏えい件数の話をに入れていただいていると思うんですけども、28 条の 条文に適合させる、適合確認するにあたって、どういう理由で、
1:37:39	漏えい検出の部分を説明していただいているのかっていうところの整理 をお伺いしてもよろしいでしょうかというところがちょっとその点聞きたか ったところです。
1:38:03	すいませんさらに四国電力、
1:38:06	申し訳ございません。すいませんさらに補足的になんですけれども、28 条の条文上はですね漏えいしがたいものとするっていうものと、
1:38:18	貯蔵する設備を設けること。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:20	いうふうにな都合があると思うんですけども、そういった内容、
1:38:24	示すものなのかなというふうに考えておりました、その観点からどういったふうに説明を整理されているのかなというところをお伺いしたかったというところですよ。
1:38:52	すいません。先ほどちょっと説明が若干違いまして、漏えいしがたいものとするのと汚染が広がらないものとするのをですね、失礼しました。
1:39:04	四国電力富岡でございます。少々お待ちください。
1:39:37	四国電力富岡でございます。漏えい検知器につきましては 28 条の第 2 項ですね、固体状のを撮影廃棄物を調整せずに設けるものによっては放射性廃棄物による汚染が広がらないものとするということに対して、
1:39:51	設置をするものでございます。で、
1:39:54	既設のタンクにつきましては漏えい検知区域についてでございますけれども同様に 3Cタンクにつきましても漏えい建築を新たに設置するということで記載をしてるものでございます。
1:40:10	原子炉規制庁の仲野です。そうですね。2 号の線が広がらないものとするっていうところに適合させるための一部の要因として、
1:40:21	漏えい検出の設備を設けているっていうことで今回記載をしているっていうことですよ。
1:40:28	その方針については一旦理解はしたんですけども、
1:40:36	その上でなんですけれども、そもそもなんですけれども、
1:40:42	今回のこれはあれですねちょっと冒頭にやった設備の区分がどうなのかって話とちょっと絡んでくるところではあるんですけども、
1:40:52	この液体廃棄物処理設備の内容を持ってきて、
1:41:00	今回の使用済み樹脂貯蔵タンクのところに、改めて説明されていると思うんですけども、ちょっと前回以前のヒアリングとか審査会合で私の方から、ちょっと違う言い方したかもしれないですけど、
1:41:13	どこの部分からこの記載を持ってきたのっていうところを聞いたかったわけではないんですけどね。
1:41:21	今回
1:41:22	固体廃棄物処理設備としてその強化では、
1:41:27	説明されていて、その通りに設備区分を今考えていたところではあったんですけども、それとは異なる設備区分の液体廃棄物処理設備の内容を引っ張ってきて、ご説明されていたってのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:39	どういった整理だったのかなっていうところがまず1点。
1:41:44	後はですね、先ほど説明いただいた、
1:41:49	汚染が広がらないようにするっていうところの観点で、説明するのであれば、例えば、
1:41:56	129ページの欄の右側の二つ、右から2番目の欄の、bポツのところですよ。
1:42:04	ちょっと省いて説明します。
1:42:07	お話
1:42:07	漏えい検出等の警報を設けて、漏えいを早期に検出する、その文末のところに漏えいした場合には適切に措置できる設計とする、
1:42:18	こういったところまで書いてこそ、漏えいの
1:42:23	広がらないものな汚染が広がらないようなもの。
1:42:26	にするっていうそっちであるというふうに考えられるのかなと思っていて、
1:42:32	今のその記載上、
1:42:34	あと、汚染、漏えいを検出できる設計とすることだけ書いてあると、どういう意図それを記載してるのかなとは若干読めなくてですね、もしその部分に具体化して書くのであれば、
1:42:46	今言ったような内容まで含めて書くべきなのかなというふうに考えているところです。すみませんちょっと
1:42:52	後段の話が長くなっちゃったんですけども、先ほどの処理気体廃棄物処理設備の関係の整理をお伺いできればと思います。
1:43:03	四国電力の井手でございます。等ですねすみませんちょっと説明の仕方が良くなかったと感じております。鴫田廃棄物処理設備というよりは、えっとですねこの表の右から2番目の(4)の
1:43:17	括弧書きのところですね、これに関連する設備として固体廃棄物設備で液体状の放射性廃棄物を扱う設備、こちらに今回の使用済み樹脂貯蔵タンクは該当すると。
1:43:31	なのでこの(4)液体廃棄物処理設備というものと、あとこれに関連する設備という二つのものについて、設計方針を記載してございまして、今回読み込むのは、この後ろ側ですねこれに関連する設備というところを
1:43:47	が該当するというふうに考えております。なので、液体廃棄物処理設備として扱うというものではなくて、関連する施設施設として、こういった対応をとりますというところをご説明したかったというものでございます。以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:04	原子炉規制庁野中です。すいませんちょっと自分の方が資料を見込めてなかったのかもしれないけどありがとうございます今ご説明いただいたところで右から2番目の欄で液体廃棄物処理設備、
1:44:16	そのものではなくて、固体廃棄物処理設備に記載したものの中でその液体を扱うものを含むってところで読んでるってということでは、理解しました。
1:44:29	設備の区分の話。
1:44:48	あ、失礼しました。今の設備区分の話は鳥飼。
1:44:54	いたしました。で、最後にちょっと先ほど花椎野後段で話したんですけれども、具体化するに当たってなんですが、
1:45:03	先ほど私の方から、何点かこういった要素も必要なんじゃないかみたいなこととお話させていただいたと思うんですけれども、具体化するのであればやっぱり先ほど私が申し上げた通り、
1:45:14	2本漏えいした場合に、どういうふう適切に措置できるのかってところまで含めて、書く必要があるんじゃないかなっていうふう考えているんですけれども、ちょっとその点について、
1:45:24	今の漏えいを検出できる設計でってところで説明が十分かどうかってところをご説明いただければと思います。
1:45:37	四国電力松原でございます。先ほどですねイデの方から説明させていただいたんですけれども、この記載についてはですね、具体化ということとですね、先行他社さんの現在のトレンドといいますか、
1:45:52	最新の状況を確認して記載したというところでございます。
1:45:58	以上でございます。
1:46:04	規制庁西内ですけど、
1:46:08	他のヒアリングとかでも何回か話をした気がしますが、
1:46:13	トレンドとか関係なくてですね、まずもって、じゃあ、四国電力はあれですか他の電力と同じ設計をするんですかっていうそういうわけじゃないですよ四国電力として伊方発電所をどう設計するかの話なので、すいません全く回答にまづなっていないとっていて、
1:46:28	結局どう説明したいのかによると思うんですけど、
1:46:34	先ほど井手さんの方からこの7.3の設計方針のところ、漏えいして漏えいを検知して、検知した場合に適切に措置できる設計とする、これは127ページ、補足の127ページのほうに具体的に書いてもらってると思うんですけど、
1:46:49	そういう内容で、拡大防止を図るんだってことはわかりましたと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:54	ただ今の、今回の申請書の最初の設計方針のところを見ると、漏えいの検出までしか書いてないんですね。
1:47:05	だから、結局、何をもちって拡大防止をするっていうふうに説明したいんですかっていうと四国電力としてどう説明したいんですかっていう通りなんですけど、
1:47:15	結局漏えいを検出するところまでが拡大防止なのか、同意を検出してそのあとに適切な措置を講じるまでが拡大防止するのかっていうところをどうとらえているかだと思ってます。
1:47:51	今日時点で、後、その場でご回答いただくというよりは、1度整理をいただいた上でいいんじゃないかなと思うんですけど。
1:47:59	結局
1:48:00	テンパチのこの7.3の方まで行くと、その漏えいした場合にちゃんと適切に措置しますよっていうところまで謳っていて、一方でその冒頭の設計方針の方に行くとそこは書いてなくて、結局どう考えてるんですかっていうところを整理いただいてご説明いただければと思うんですけど。
1:48:17	よろしいですか。
1:48:21	結局こちらの最初の質問は、最初の疑問は、拡大防止対策なんですよ。これ基準の要求事項を明確に書いてる通り、漏えいの検出が拡大防止で達成できるんでしたっけっていうところが一番の疑問だったんですよ。
1:48:43	というところでうす一度整理をいただいてご回答いただく形でもいいですか。
1:48:56	あ、四国電力富岡でございます。少々お待ちください。
1:49:17	四国電力豊岡でございます。承知いたしました対応いたします。はい。
1:49:25	江藤規制庁ニシウチですけど、ここもヒアリングでまた整理した後、ご説明いただけるということですかね。
1:49:36	はい
1:49:38	次回ヒアリングでご説明したいと思います。
1:49:41	はい。規制庁西内ですけどよろしく願います。
1:49:49	規制庁西内ですけど、ちょっとまず繋がりがわかりづらいっていうところがスタートだったんですけど、ちょっとその内容を確認したいんですけど、227ページのほうお願いしてもいいですか。
1:50:02	まず漏えい発生時っていうところでこれ確か前回溢水の話ヒアリングで盛田さんから確かご説明いただいた時にもちょっとお聞きした記憶があるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:13	これまで漏えい発生時 1 ポツの方で、
1:50:16	まず、
1:50:19	室内に設けた目皿から排水工みたいなものから、配管の中を流れて基本的に常時閉の弁で確立にされているわけですね。
1:50:31	だからまず、
1:50:33	まずは独立した区画独立したバウンダリで、まず拡大防止はもう達成できているのかなという気はしたんですけど。
1:50:41	その上で、漏えい検知した後 2 個の原因を調査し、
1:50:47	漏えい箇所の隔離っていうのは、これはどういう意味合いで使われてますかっていうのがちょっと質問なんですけど、この埋設配管の下流に設置した弁以外のところで何か隔離をしようとしているっていうことですか。
1:51:02	具体的にその 1 ポツの関係がよくわからなかったんですけど。
1:51:09	四国電力富岡でございます。
1:51:12	ちょっと具体的に表現できていなかったところではございますけれども、イメージ想像イメージとしてはですね、埋葬作業中に、
1:51:22	何かしらタンク室内での漏えいが発生したという場合は、その移送作業を止めるという意味で、確認を行うという。想像して記載をしてるものがございます。
1:51:36	規制庁西内です。わかりました。
1:51:41	と、
1:51:43	だからあくまで何て言うんですかねこの 1 ポツで設置した弁以外に、何かしらその隔離弁があるとか、あとは埋設配管の弁までの間に何か他の他の系統のドレンラインとかから合流していて、
1:51:58	要はそういうコマ、
1:51:59	合流しているのでさらにその先に隔離作業をするようなそういうイメージではないっていうことですね。
1:52:10	そう電カトミオカでございます。今おっしゃっていただいたようなものではないという理解で相違ございません。はい。
1:52:18	規制庁西内です。わかりました。藤。
1:52:24	わかりました。ちなみにAとBの既設の方なんですけど、AとBの既設の方も、この目皿はもうこの図の通りだと思うんですけど共通で、
1:52:36	漏えい検知器の前のところには、特な追加で閉めれるような要はAとBの間で何か閉めるようなそういうもの特になんないっていう理解でよかったですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:49	四国電力富岡でございますAとBの間で閉めるような弁はございません。
1:52:53	規制庁西内です承知しました。
1:52:57	わかりましたからどちらかという記載のイメージとしては、
1:53:03	3Cのタンクから、
1:53:05	貯蔵中に何かしらの漏えいした場合というよりは移送作業中ののは、イメージで記載をされてたということですね。割とちなみにこの島って何かある、何かその具体的イメージがあるんでしょうか。
1:53:20	四国電力富岡でございます申し訳ございません。今申し上げたイメージしか持ち合わせていないのが現状でございます。
1:53:27	規制庁西内ですわかりました。これ補足、まとめなので、ないのであればわざわざ書く必要はないかなという気はしますし、
1:53:38	仮に添付に書くのであれば、今液体廃棄物、
1:53:42	そういう説明の方で書いてもらって適切な措置を行うってところで書けば十分趣旨は通じるのかなと思いますけどとりあえず書きたい内容を理解しました人に応じて記載は見直しいただければと思います先ほどのあれですね。
1:53:55	設計方針どこまでどう書くんだったっていうところの整理とあわせて、この説明を適時見直しいただければと思いますよろしくお願いします。
1:54:04	四国電力富岡でございます承知いたしました。
1:54:10	傾聴中です。
1:54:12	この28条のところですけど、ちょっとコメント、重なるところもあるかもしれないんですが122ページ目。
1:54:19	のですね。
1:54:23	基準基礎くうへのその適合性というところ
1:54:28	今はその汚染拡大防止というところだけは書いてますけれど、
1:54:32	それ以外についてもうちちょっと上との対応関係ということで十分ではないと思うんですが、
1:54:38	うそそこは、何かさらなる追記とかそういうことを、
1:54:43	考えているのかどうかそこはいかがでしょうか。
1:54:57	四国電力富岡でございます。
1:55:00	その点につきましても引き続き、検討して回答をまた準備したいと思えます。
1:55:06	わかりました。形状中です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:08	多分、1 ポツの、漏えいしがたいものとするところ等、その前段である
1:55:16	貯蔵する施設を設けなければならないで解釈に言う
1:55:22	発生量排出量を考慮して、ちょうど管理できることというのをこの 2 点自体が、次回追記されるというそういうイメージでよろしかったですか。
1:55:36	四国電力富岡でございます。その方向でちょっと整理を考えて準備したいと思います。
1:55:42	はい。規制庁仲ですよろしくお願いいたします。
1:55:51	はい。原子規制庁の中でちょっとニシウチと変わって司会余震引き継ぐんですけれども、今までのところ 28 条他に確認することを規制庁側からありますでしょうか。
1:56:13	はい。なさそうであればちょっと私の方から続けて確認させていただければと思うんですけれども。
1:56:19	28 条の 127 ページのところでは先ほど井手さんの方から、その埋設配管の話だったりとかその辺の話、ご説明いただいて、
1:56:30	内容はわかったんですけれども、例えば、第 28-3-1 図のところ、今回タンク室それぞれに城間ルート、破線で、
1:56:43	多分目皿とか埋設配管を表現いただいているのかなと思うんですけれども、ちょっとこの部分がですねどういう設計になっているのかというのは、ちょっと明確にわからないものがわからないのが現状でして、
1:56:56	できればですね、他の 12 条とかに
1:57:06	縦軸で図が書いてあるようなものがあつたと思うので、そういった、
1:57:13	員数のようなものでどういった設計なのかわかるように、
1:57:17	ていうところには 1 回示して欲しいなというふうに考えております。
1:57:24	まずこの点よろしいでしょうか。
1:57:29	四国電力富岡でございます。江藤。
1:57:33	ちょっと確認させていただきたいんですが、具体的に言いますと、下のページで 113 ページのような図の中にですね漏えい検知をするような仕組みの絵を、
1:57:45	それと、
1:57:47	各、そそういう趣旨のご発言でしょうか。
1:57:52	原子炉規制庁中です。今ご発言いただいた理解の通りで、ちょっとどういった設計のものなのかというものの理解はまだし切れないうところがあるので、
1:58:02	そういったところは図で説明いただき、ずれというかですね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:09	断面図のようなもので設計がわかるようなものを用意していただきたいなというふうに考えてるっていうところです。
1:58:20	江藤。趣旨承知いたしました準備してまた補足説明資料の方に載せたいと思います。
1:58:28	はい。よろしく願いいたします。続けてなんですけれども先ほどちょっとやりとりの中で気になったんですけれども、タンクの 3A3Bの方になっちゃうんですけれども、
1:58:39	田口さん 3Bの漏えい件数のところで、確か 3A3Bのその間で、
1:58:48	弁とか仕切るようなものはないっていうふうにお話いただいたと思うんですけれども、そういった場合で例えば
1:58:55	タンクのAB側既設側で漏えいを検出した時っていうのは、そのどちらのタンクからその漏えいをケース漏えいが出てきたものかっていうのはその判別はできないっていう理解でよろしかったですかね。
1:59:15	衛藤。
1:59:22	四国電力富岡でございます。AタンクもしくはBタンクどちらからということではですねタンクの水位を確認すれば
1:59:29	わかると思ってございます。
1:59:33	原子炉規制庁の中根です。そういうことで漏えいしたかどうか自体は
1:59:40	確認をして、どちらが漏えいしたかどうかについてはその水位を確認することで、詳細に状況を確認する、そういう理解でよろしかったですかね。
1:59:52	四国電力富岡でございます。ご理解の通りでございます。
1:59:56	減少規制とナカノです。承知しました。
2:00:00	私の方から、28 条の関係で最後 1 点ちょっと、この話はあるんですけれども、
2:00:07	129 ページのところなんですけど、
2:00:11	使用済み樹脂貯蔵タンクについてはっていうところで頭から説明が続いてると思うんですけれども、その一行目の、
2:00:19	後半部分、漏えい検知等の警報総警報設置、及び独立した区画内へ設置する設計方針としており、っていうところをちょっと日本語的に変なのかな、ちょっとあまりうまく読めないところがあって、
2:00:34	これどういった意図なのかと、ご説明いただいてもよろしいですかね。
2:00:55	四国電力富岡でございます少々お待ちください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:52	衛藤四国電力富岡でございます。すいませんちょっと表現が適切ではなかったかもしれないんですけども、下の表の7ポツの右から2番目の、
2:02:03	bポツのところをこの記載を、衛藤。
2:02:07	江藤簡略化して記載をしたということが趣旨でございまして、
2:02:13	パンク
2:02:15	続きましては漏えい検知等の警報設置を、
2:02:19	行うことと、あとそのタンク自体を独立した区画内へ設置するというこの二つの設計方針というところで記載をしているものでございます。
2:02:34	原子力規制庁の仲野です。そういうことでちょっと文章の中で目的号がないように見受けられたのでちょっとどういうふう理解してよかったのかなっていうふうに思ってしまったので、
2:02:45	そうしましたら今のご説明わかるようにこの文言を修正いただければと思います。よろしいでしょうか。
2:02:54	四国電力富岡でございます承知いたしました。
2:03:00	はい。減少規制庁ナカノです。今、28条の関係で私の方からは以上になるんですけども改めて規制庁から確認する事項ありますでしょうか。
2:03:12	はい。なさそうですねそうしましたら28条は一旦これで終わりにさせていただきたいと思います。
2:03:18	そうしましたら、すいませんちょっと順番変えさせていただいたんですけども、コメント回答の流れに戻ってご説明いただければと思います。
2:03:33	四国電力平田です。そうしましたら、戻りまして、4条、
2:03:38	のコメントについて回答いたします。コメントNo. 18-1。
2:03:43	補足説明資料、4-2、耐震設計方針地震力の算定方法(2)動的地震力について、
2:03:52	設置変更許可申請書添付書類8を参考に、
2:03:57	設計基準対象施設の地震力の算定におけるモデル化等の考え方の記載を追記することとコメントいただいております、こちらに対して
2:04:09	添付書類8の地震力の算定方法に関する記載を参考に、
2:04:13	補足説明資料に地震力の算定におけるモデル化等の考え方を追記しております。
2:04:20	具体的に申し上げますと、
2:04:23	補足説明資料の通し番号で25ページになります。
2:04:29	25ページの3ポツ(2)。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:32	の、動的地震力の一番下の、
2:04:36	段落、動的解析による地震力の算定にあたっては、地震応答解析賞の適用性適用限界等を考慮の上、
2:04:46	適切な解析方法を選定するとともに、
2:04:49	形状構造特性等を考慮して、
2:04:53	適切な解析条件解析モデルを設定する。
2:04:56	そして記載しております。
2:04:59	コメント 18-1 の回答としては以上です。
2:05:08	はい、原子炉規制庁の仲野です。今のコメントを踏まえて四条関係で規制庁側から何かありますでしょうか。
2:05:17	はい。
2:05:18	規制庁から規制庁側から四条関係について特段コメント今回ございませんので続けて次の情報をお願いします。
2:05:31	教諭。
2:05:32	お願いします。
2:05:34	すいません施行電力、モリタと申します。ちょっとFITリスト飛んで大変恐縮なんですけれども、九条のコメン等をちょっと先にやらせてもらいたいと思います。水ですね。
2:05:45	コメントナンバーとしては 31 から 35 までありますけれども、1 個 1 個そんなに長く長いものではないのですべて 31 から 35 はそれを全部説明させていただいた後に質疑応答とさせてもらえればと思います。
2:06:03	それでは 31 番から、コメント回答さして進めさせていただきます。まず、今度は 31 として増設するSRStを基準地震動Ssに対する耐震性を確保する目的を概要説明資料、補足説明資料に追記することということで、
2:06:19	補足説明資料、ごめんなさい。概要説明書のパワポの方ですね、これは会合し会合でも記載してお出した。
2:06:27	させてもらったんですけども、補足説明資料の方にも記載させていただいておりますのでその箇所、説明させていただきます通し番号で 88 ページをお開きください。
2:06:45	88 ページなんですけれども一番、8 ページの一番上ですね、第 9-2 の 3-3 図になってますけど、第 9-2-3 図の通り、
2:06:57	さらなる安全性向上の観点から、既設の使用済み樹脂貯蔵タンクからタンク基礎ボルト、材質系を変更することで基準地震動による地震力に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	対して耐性を確保する設計とするということでさらなる安全性向上の観点から、耐震確保しますというところがわかるように、
2:07:13	追記させていただきました。31 位、大沼佐治としては以上です。
2:07:19	続きまして説明続けさせていただきますけれども、コダマ 32 の方なんですけど、放射性物質を含む液体の管理区域外への漏えいの防止の観点でも増設するSrtを基準地震動Ssで耐震性確保する旨記載することということで、
2:07:32	これについては過去の放射性物質の管理区域外漏えい防止のところに、その旨追記いたしておりますページで言うのですね、当初は
2:07:41	通しページ 93 ページになります。
2:07:46	93 ページが括弧の途中から始まるんですけれども赤字で記載しているところですね、また新たに設置しよう重症鍛鋼材振幅B+Cで有賀さん安全性向上の観点から、施設使用済み樹脂のタンクから、
2:08:01	ダンスホールと材質系を変更することで基準地震動による地震力に対して耐性を確保し、管理区域への漏えい防止する設計とするということで、タンク自体を体制確保することで、
2:08:13	同じく管理組合の漏えい防止を達成しますというところを追記して記載しております。
2:08:19	コメントNo.32 は以上でございます。
2:08:22	続きましてコメントリストに移らせていただきましてこのまま 33 になります。今度は 33 として増設SRSTのソーシングの影響について、
2:08:33	溢水影響の観点がタンク配管の状況を踏まえて説明を追加することということで、
2:08:38	ですね、これはまずうコメントリストの回答として補正説明書のCポツの地震起因の被水のところにおいて増えるSRCのソーシングへの影響について単価変化の状況を踏まえて軽微と判断している旨を追記しております。
2:08:52	ページ番号でいくとですね、
2:08:56	87 ページですね。
2:09:01	87 ページに主に追加したのが、9-2-2 図 2 図ということでまずタンクの
2:09:09	タンク増スタン食うの概略系統構成ということで耐震化範囲の図を追加しております。
2:09:16	これを追加した。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:18	ともにですね、まず結論としては基準地震動による地震力に対して体制確保設計とするため、水源としては想定しないと。また書き以降スロッシング時の影響について、
2:09:28	こちらで考えていることを述べております。ちょっと、
2:09:32	読ませていただきますけども、増発増設範囲についてはほとんど配管を通常運転時に隔離しており、水源として考慮不要な配管であると。
2:09:40	なお、地震時のタンク水スロッシングについて、当該タンクは開放型タンクではなく、断水上に設置されている配管は予備計算日以下であるため、配管からの漏えいによる影響は軽微であると判断します。
2:09:51	さらにですね、新たに設置使用済み次長タンク室については漏えい検知器を設置し、流下増援ラインの弁も通常運転時閉状態とするため、漏えいが生じた趣旨としても、早期に検知し、漏えい箇所の特定制及び漏えい箇所の隔離等により対応が可能であるという記載しております。
2:10:08	漏えい箇所の隔離等なんですけど先ほど議論あった通り基本は隔離するという隔離と考えてますけど等というところで、
2:10:15	何が起こるかわからないっていうところもあってですね、そういう等というところで何らか、他の対応もできるように、適切な処置の記載の方がいいのかもしれないけど一応そういうところで等を入れさせてもらってます。
2:10:27	コメントは 33 の回答としては以上です。次にですね、このナンバー34 の説明に移らせていただきます。
2:10:35	その他の 1 の観点で増設トレーサーで室に漏えい検知器を設置する旨追記することということでこれは漏えい検知器、
2:10:43	機能することを追記しておりますこれがですね、89 ページですね。
2:10:49	88 ページの繋がりなんですけど 88 ページからちょっと説明しますと、外漏えいに対して、ボウタイ少数の安全機能。そんなんもう、
2:10:59	ない設計としてますというものに変えた後にですね、
2:11:04	安全機能を損なうことのない設計としているため、新たに設置しよう済み樹脂のタンク室について漏えい検知器を設置するというので
2:11:14	前野坪井は変更はないという記載にしてたんですけども、こういう設計にしているのでも漏えい検知器も設置しますよと、そういう説明に変更しております。コメントNo. 34 については以上です。
2:11:25	最後ですけどコメントNo. 35 について参考表ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:32	ページ番号でいくと 97 ページの参考表 1 について生業の見通しに関する表、変更前後の形で示すことというコメントをいただいております。これについて
2:11:43	97 ページでお示してますと普及 7 ページ赤字で記載しました変更前変更後ということで、変更前の数値を記載しております。基本的に変更前変更後で
2:11:55	そもそも面積が広いのでそっち影響は非常に軽微ということになってます。注 4 にちょっと追記させてもらったのがですね滞留面積。
2:12:04	書いてあるところの数値を入れているんですけど、この滞留面積っていうのは常時保安物品等の欠損認識を考慮した値で、実際に水が保守的にたまる。
2:12:15	雰囲気として面積を出してますと、なのでもともと、
2:12:20	なお書きにも書いてるんですけど、使用済み次長タンク室新規設置予定の場所は 42.8 平米あるんですけど、今ですねその場所に常時保管物品 34 平米ちょっと配置してるのもあってですね。
2:12:31	ええ。
2:12:33	数値の影響が、面積の増減があまりないというところになってます。それ置いてるんですけども使用済み次長タンク室の新規設置は撤去または実影響を考慮して問題ない場所に移設するというところです。
2:12:46	コメント回答は以上になりますけどコメント回答以外でちょっと軽微に変更している箇所として、
2:12:53	変更で追記している箇所ですね。そして
2:12:57	85 ページの一番最後に、
2:13:02	ちょっと軽微で、書いといてくださいっていうのを、前回言われたんで、コメントリストまで起こしてませんけど追記してます。
2:13:09	9-2-1 図ということで
2:13:11	想定破損の溢水の配管ぶりとして概略系統構成、記載してるんですけどもその既設の範囲についての言及をなお書きで追加してみますと、オオハシ 85 ページ最下部読ませさせていただきますとなお既設の低エネルギー配管について応力評価を実施する配管として設計し、
2:13:27	オール評価の時期に基づき、想定破損、破損想定不要としておりますというところを追記してます。
2:13:34	伊勢関係のまとめ資料のコメントリスト回答と変更箇所の説明は以上になりますよろしく申し上げます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:47	原子炉規制庁の仲野です。私の方から何点かなんですけれども、まず 87 ページのところでご説明あったところなんですけれども、
2:13:57	漏えい箇所の隔離等とかっていうところの表現なんですけれども、これについては先ほどお話をさせていただいた 28 条、
2:14:05	許可の内容が固まったらそこと合わせるような記載に修正いただければいいのかなというふうに考えてます。
2:14:12	よろしいでしょうか。
2:14:16	電力ですこの辺がですね確か相対溢水でもあったんじゃないかと思うのでその辺りも見ながら、
2:14:27	記載方針に考えたいと思います。28 条と調整して記載を整合させておくという意味で拝承です。
2:14:35	以上です。
2:14:36	はい。よろしくお願いします。
2:14:38	続けてなんですけれどもコメント回答直接のところではないんですけれども、九州 5 ページのところ、
2:14:46	なんです、その営業見通しについて、2 ポツの影響見通しについてってところの
2:14:52	3 段落目ですかね。
2:14:54	SSEの高さの関係なんですけれども、
2:15:00	3 段落目の文末ですね、SSE高さは背水位は堰高さよりも 0.05 メートル以上低い見通しであるというふうに記載されているんですけれども、
2:15:11	その溢水の
2:15:13	評価というか、その事前の防護の関係で、
2:15:19	関よりも 0.05 メートル以上低いってところで、5 センチ以上低いって説明だと思うんですけれども、
2:15:29	んなんだろうな、実際の高さ自体には結構、その 5 センチ、
2:15:35	だと余裕はそんなにないのかなというふうに思っているんですけれども、その評価上の安全裕度とかの観点でいうと、5 センチ以上あれば十分というふうな理解。
2:15:46	いいですかそれともそもそも堰の高さ以下であれば、もう十分だっというふうな理解でよろしかったでしょうか。
2:15:55	町で見込んでございます透析の高さ以下であれば基本をOKと考えてますけどこの堰高さ 4 表上の被災高さ、
2:16:05	ありまして、溢水評価に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:08	この設備は公認とかで用いているやつは要目表上の高さなので実際堰高さもちょっとだけ高いです。その実態の話をしますとというところで、
2:16:19	回答は以上です。
2:16:22	規制庁仲野です。
2:16:24	そうですね当間様目標像ではこの数字だけど実態上は多分要目表だとあれですね安全側に評価しているのもあって、低めに
2:16:34	なってるのもあると、さらに堰高さ以下であれば問題ないっていうふうに整理しているということで理解はしました。
2:16:42	あと、ここまでで江藤球場の関係で規制庁側から、何かございますでしょうか。
2:16:51	傾聴中ですけれど、
2:16:54	まず 87 ページのですね、
2:16:58	今回直していただいたところ
2:17:02	行でいうと下、
2:17:04	図の、
2:17:06	上の行の下から 123、
2:17:09	6 行目ぐらいからですね
2:17:12	7 行目。
2:17:15	配管は予備計算ビーカであるため、配管からの漏えいによる溢水影響は軽微であると判断しているというのは、
2:17:25	ちょっとこの表現だけだとよくわからないところがあるんですけど。
2:17:31	呼び径が小さいから漏えい量は少なく、
2:17:35	だから、
2:17:40	影響は軽微である。なんか一応そういうことなんですかね。
2:17:49	省力モリタですけれども予備家からいきなり話を始めてるという認識ではなくてですねまずは開放型タンクではないと。
2:17:57	いうところでソーシングしても基本的にジャブジャブ漏れるっていう言い方があるんですけど、そういうことはないと考えておりますと、その際に前回コメントでちょっと配管とかの影響はと言われて
2:18:09	口径とかも含めてっていうところで 3 ビーカー、大体 8 センチぐらいですかね、8000、外径でいうと 8 センチぐらいなんですけどそれ以下なんでその送信が起こっても、何ていうかね。
2:18:21	そもそもどこでも漏れることはないと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:23	いうところも考えてると。さらに、す。最初に一番最初に書いてるのはもう開放型タンクでやらないと、要は使用済み燃料ピットとかのもう開放型タンクが、由来何と入れてどんどん漏れていくような構造でも、
2:18:36	ないので、基本的に影響は軽微と考えておるとい、ストーリーで今か、考えても問題ないと考えております以上です。
2:18:47	開放タンクでないのそれはそれで直接的にスロッシングとして関係ないってのは理解す。
2:18:54	結局だからこの何か予備計算ビーカであるためっていうのはちょっとよくわからないすけどこれが破断した場合とかそうそういうことを言ってるってことなんすかこれが高いてるっていうのは、
2:19:05	兵頭の声です。はい。前回コメントちょっと破断した時の配管口径とかも含めて説明をというところでコメントいただいておりましたので、
2:19:16	その辺り配管口径を明示しながら、図は追加しておりますんで耐震は評価する確認範囲と、それと配管の予備系整理しながら、配管、
2:19:29	の口径も全部3ビーカでそんな大口径配管が何本も刺さってるようなものでもないですし、そういうところで整理して記載をしているという状況です以上です。
2:19:40	はい。傾聴の数ちょっと。
2:19:43	書き方だけの問題なんのかもしれないんですけど、
2:19:47	そのなんか漏洩量が軽微でそれでだから何なのかっていうところがよくわからなくてですね。
2:19:53	結局はだからその防護対策設備に対する、
2:19:59	影響の度合いということで対策設備が
2:20:04	ちゃんとその機能が維持できるのか、守られるのかっていうところが最後の結論なのかなと思ってですね、単にその
2:20:13	漏えい量が軽微だから、
2:20:15	というだけでですね何か
2:20:18	それはいつまでは影響は軽微であるというふうに置き換わってるんですけど、
2:20:23	漏えい量が少ないからその防護対象す、防護対策設備に対する被水防護という観点で、
2:20:33	対策設備の対象設備の、
2:20:36	機能はちゃんとその維持されるとか確保されるとかそそういう言い方なのじゃないかなと思うんですがいかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:43	知久電力に対するまず、地震としては前回説明、ごめんなさい。中さんはいられなかったかもしれないけど前回説明に関して既存基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計としてるんで意見として、
2:20:56	は想定しない、だから影響ないというのが結論だと考えておりますただですね前回、西内さんからちょっとスロッシングってどういう考えなのっていうのをコメントいただいておりますスロッシングについてはもう基本軽微と考えてます。
2:21:09	3以降に書いてますけどそういう軽微と考えて漏えい検知器を室設置してどういう形でオンラインの弁閉状態としてるっていうところもあるんで漏えいが生じたとしても早期に検知して、
2:21:21	隔離等で対応することが可能ということで、隔離等っていうのは書いてますけど適切に処置することで対応可能と考えております以上です。
2:21:30	規制庁中です。何か3Bの。いや、耐震で別に壊れないっていうとそれはそれでね。
2:21:36	なんかさ、3ビーカのっていうのがちょっとよくわからないんですけどこれを入れる意味って何かあるんですか。
2:21:43	ここは漏れるってことですかもれないってことなんすかなんかよくわかんないですけど。
2:21:47	施工でメンテナンス基本的に基準地震動による地震力に対して、断水以下の配管体制確保する設計としてるんで依然として想定不要と考えております。
2:21:58	3ビーカっていうのはちょっと配管口径とかも、整理しながらということできずっと含めて整理して、3Bっていうのをちょっとコメント踏まえて記載したんですけど3ビーカ不要ということであれば開放型タンクではなく、
2:22:11	配下上下としても、軽微ですっていうようなストーリーに変更しますけども、いや、記載が不要かどうかということよりはですね何かちょっと事実関係は私の方でも把握できてないんですけど、
2:22:25	いやなんか系警備ってのがそもそもないというのか、それはどっちなんですか。
2:22:30	いや、そもそも耐震設計をちゃんとしていて壊れないから、全くないという話なのか、何か壊れる。
2:22:38	からなんかけけど漏えいはいは何か。
2:22:41	大したことがなく、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:44	影響は軽微であるというふうにも読めるんですけど、その事実関係としてどうなんですかってということなんですか。
2:22:51	去年6月です。耐震性確保スルー、配管としては基本的にタンク水垢以下の配管。
2:22:58	として考えておりました9-2の溝にかしめストリーというので考えてますんで、この辺が壊れないかと言われると、壊れちゃう可能性ありますというところですよ。
2:23:12	ただ、それはもうタンク以上の小口径配管。
2:23:17	ていうところもあるんでそこはもう軽微と覚えてましてさらに、会田ですけども、漏えい検知器もありますし、弁を閉状態としているため、どっかその小規模漏えいがどっかに行くとかそういう話ではないので、
2:23:28	漏えい箇所の特定制とか隔離とか、そういう適切な処置を送受ショウジユことで、問題ない対応が可能であると考えております。以上です。
2:23:38	じゃあ、一応漏えいはする可能性はあるってそういうことですかね。ということですね。
2:23:45	省力です。その通りです。
2:23:50	何となくその軽微であるっていう終わり方がですねよくわからなくて、
2:23:54	結局だから、
2:23:55	警備ってのは漏洩量が軽微なのか、その
2:23:58	えっと、これだから対象設備に対する、
2:24:04	機能は損なわれないということで、
2:24:07	そういう理解でよろしいですか。
2:24:11	庄田横江です。はい。の設備は損なわないと考えております。以上です。
2:24:18	はい、若井嶋とりあえず事実関係はわかりましたのでまたちょっと確認させていただきます。
2:24:24	それから、
2:24:27	あと少し先ほどコメントのあった95ページ目の
2:24:35	積と
2:24:37	多分漏洩量との関係で0.05メートル以上というところで、
2:24:43	ちょっと余裕がないように見えるんですが多分実際はその
2:24:47	いろいろなところに保守性なりというのがあるかと思っていて、あとはその水の変動とかですねそそういうような、いろいろ
2:24:57	条件を設定する上での詳細なところというのはそこはまた設工認の方で示されるという理解でよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:08	四国電力に対する、はい。設工認、で示しますけど設工認、今まで通りと考えておりますので
2:25:15	安全機能側の設備の評価については誘導、100ミリですかね、を確保するようになってますけど、関側、別に確保するように設計してませんので、
2:25:29	何ていうか、セイキ以下であればいいと考えております以上です。
2:25:34	はい。
2:25:34	中条ナガタちょっと私が言ったその結果といえはそそいってその評価の条件なりっていうのが示されるというのが設工認段階で、計算書としてその中で少し、
2:25:49	示されるという理解でよろしいかということなんですそうそういうことでよろしいですか。
2:25:54	施行令の問題はその施行についても基本的に、結果とマルバツだけが添付書類でこのような数値の計算書は基本的に今まで補足説明資料、
2:26:04	で明示してきたところであるのでその同じ整理でいきたいと考えてます以上です。
2:26:08	補足説明資料、ちょっと補足説明資料と添付との書き分けというところは少し、設工認で少し改めてご議論させていただきますけれど、
2:26:18	わかりました。とりあえず補足なりでは一応そこら辺は示される予定ということですね。
2:26:24	中電工でその通りでございます以上です。
2:26:28	はい。社長、仲です。了解しました。
2:26:36	減少規制庁ナカノです。今の時点で、
2:26:40	苦情の関係でほかに規制庁側からありますでしょうか。
2:26:46	はい。
2:26:47	瀬戸荒川側からは形状に関しては以上になりますので次の条文をお願いします。
2:26:58	はい。四国電力重松でございます。そうしましたら火災関係のコメント回答したいと思います。
2:27:04	これ、ちゃんとコメント店舗使えると思います。
2:27:09	よろしいですかね。
2:27:12	はい。よろしく申し上げます。はい。すいません。コメント回答火災関係のコメント回答したいと思いますコメントNo.が、12-1 から 14-114-261-1 の 4 件になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:25	数もそんなにないですので一通り説明をしたいと思います。まず 12-1 ですけども、
2:27:32	ASRSTの火災防護上の整理に関する記載、耐火性のあることは下限とならないと併記する見直すことということでこちらが通し番号 70 ページになります。
2:27:50	こちらの表 1 の一番上の行のところですけども、もともと耐火性能を有している有しており、発火元とならないという表現でしたので他、耐火制度と 8 ヶ月の間、
2:28:02	がないということで、それを書き分けた記載に修正をしておられます。
2:28:07	続きましてコメントNo.14-1、敷設するケーブルの種類について説明を追記することということで、通し番号 71 ページの方になります。
2:28:19	こちらケーブル敷設予定ルート上を記載してございましたけれども、ケーブルの種別ということで青が水位計のケーブル、緑が漏えい検知器用のケーブルということで、
2:28:29	書き分けてそれぞれケーブルの
2:28:34	行き先と、元ですね、を記載してございます。
2:28:39	続きましてコメントNo.14-2
2:28:43	難燃性ケーブルの使用に関する記載につきましてASRST角ケーブルが敷設されてないことを踏まえ修文することということでこちらが通し番号の 42 ページになります。
2:28:58	42 ページの(3)のところですけども、難燃ケーブルの使用ということで、もともと使用済み樹脂貯蔵タンク、
2:29:07	に使用する難燃ケーブルはというところっていうところで赤文字がない記載でございましたけれども、
2:29:13	官公庁の中にはケーブルをナイトウということと、
2:29:16	タンク室の外、通路部に先ほどご説明したケーブルが敷設されるということでそれらがわかるように、
2:29:23	書き分けをしてございます。
2:29:26	最後にコメントの 16、No.の 16-1 ですけども、2 以上二つ以上の区画を一つの火災区域として実績の有無について確認することということで、
2:29:36	火災区域、
2:29:37	Ss-Dの 3AさんBさんCを一つの部屋にするということで、同様の箇所がないかというコメント、ご質問ございましたけれども確認しましたところ 3 号機においては、同様の箇所はないということを確認してございます。
2:29:51	火災関係以上になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:58	県庁規制庁の中野です。私の方から 18 条の関係で何点か質問させていただければと思います。
2:30:09	まずはですね、
2:30:18	42 ページのところの事実関係の確認だけなんですけれども、難燃ケーブルのところの文言修正いただいていると思うんですけれども、
2:30:28	使用済み樹脂貯蔵タンクを設置する火災区域には布設するケーブルはナイトウで、その他の火災区域及び火災区画において、使用済み樹脂貯蔵タンクに使用する難燃ケーブルは、
2:30:43	本位の設計をするというふうに言っているんですけれども、ちょっと赤字の後段のところ
2:30:51	その他の火災区域及び火災区画において使用済み樹脂貯蔵タンクに使用する難燃ケーブルっていうものは、
2:31:00	どういったものを指しているのかっていうのを確認させていただいてもよろしいですか。
2:31:05	四国電力シゲマスでございます。衛藤。
2:31:09	該当するのは先ほど 70。
2:31:12	1 ページでご説明しました
2:31:16	水系のケーブルと漏えい検知器用のケーブル、こちらになります。以上です。
2:31:24	71 ページのところだとタン空室の外にあるケーブルのことを指しているっていうことで理解してよろしかったでしょうか。
2:31:31	四国電力重松です。ご理解の通りです。はい。以上です。減少規制庁中で承知しました。
2:31:38	続けてなんですけれども、
2:31:48	火災区域の設定のところですね。
2:31:52	火災区域の設定のところ、二つ以上の火災区画を一つの火災区域として設定するっていうような話があったと思うんですけれども、前回までのヒアリング、
2:32:03	2 条の火災区域一つの火災、
2:32:08	一つの火災区域に設定することが適切なのかわかっていうところをお話伺っていた途中で、
2:32:14	前回までのヒアリングの中では、その一つの火災区域に、
2:32:20	すること、しないことで、タンク室間の
2:32:27	壁の点検ができないので、一つの火災区域にしたいんですっていうようなご説明をいただいていたように記憶しておりますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:36	本日のヒアリングの冒頭つつ、
2:32:39	近くのところで壁の点検の話を聞かせていただいたときに、その壁自体の点検っていうのは、
2:32:48	通路側のもので代表して評価をするんだな点検するっていうふうにおっしゃっていたと思うんですけども、そういった点を引く踏まえると、
2:32:57	以前までのヒアリングでその壁の点検のために一つの火災区域にするっていうような理由は必要なくて、それであればその火災区域っていうのはそれぞれ
2:33:10	独立した区画区域で設定すればいいんじゃないのかなというふうを考えているところなんですけれども、ちょっとその点についてどういった理由で一つの火災区域にしたいのかっていうところ。
2:33:22	まず、もう一度伺ってもよろしいでしょうか。
2:33:29	今回、
2:33:35	四国電力のシゲマスでございます。
2:33:40	この遮へいという観点では、冒頭ご説明があった通り
2:33:45	外側の類似環境の壁の点検をもって代替するというご説明だったかと思うんですけども、今回火災区域、
2:33:57	設定変更する設定変更といいますか、変更することで、
2:34:02	あえて大体評価をする必要もないかなと思ってございますので、外側に火災区域を設定することで火災区域の境界壁としては、
2:34:11	この壁を点検するということで、特に問題ないかなというふうに考えてございます。以上です。
2:34:20	衛藤原子力規制庁の仲野です。ちょっと今ご回答いただいた内容音声私が十分理解できてなくて恐縮なんですけれども、
2:34:29	今ご回答された内容っていうのはわざわざその火災区域を分けて点検するものをふやして、点検できないけれども点検する必要も、
2:34:41	があるものが増えて、それを点検するものを代替するためにそのツール側を代表評価して、みたいなことをしなくても、
2:34:49	いいんじゃないかと、そういうことを考え、
2:34:52	だっていうことで理解してよろしかったですか。
2:34:56	四国電力重松ですご理解の通りでございます。
2:35:02	原子力規制庁の中です。それ言うところと
2:35:06	すいませんちょっと自分の中でその理由がよくわからなくてですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:12	そもそも火災区域の設定についてなんですけれども、タンクのABのところLower確か、貫通部等もあってその一つの区域で整理するっていうことは、
2:35:23	自然なのかなというふうに考えているんですけれども、
2:35:28	そのABと、支出の間には繋がってるところも、エリアとしてないはずで、そういった状況の区域、
2:35:38	の状態であるにもかかわらず
2:35:41	点検の部分を持ち出してわざわざ、
2:35:46	一つに今まで前例がない。
2:35:50	ような扱いで一つにするっていうのも何かちょっとする必要はあるのかなっていうのが今率直に考えているところなんですよね。
2:35:58	点検のところのコスト関係にしても、例えば代表評価するのであれば、一つ壁を代表評価してそれを
2:36:09	整備室と、支出の間の隔壁で当てはめて評価するっていうことであればコスト的にもそんなに何か莫大にコストがかかるような作業でもないように感じるんですけれども、
2:36:22	ちょっとそういったところの整理が、今のところちょっとよくわかっていないんですが、そういったところをちょっともう1回伺ってもよろしいですか。
2:36:34	四国電力のシゲマスですちょっと話がずれるかもしれないんですけれども、火災区域の境界としてはここに限らずいろんな箇所ですけども、壁だけっていう場所はなくて、
2:36:47	配管が通っていてそれを貫通部シールしていて火災区域を形成するという場所がございますので、
2:36:53	とおっしゃってたAとBの間は、
2:36:56	相川が通って貫通部知らされているから一緒というのはちょっと違うのかなというふうに考えておりました、
2:37:02	そうすると、AとBの境界AとCの境界というところはそこまで、
2:37:08	最後あるんじゃないのかなというふうに考えてございます。以上です。
2:37:18	減少規制庁中で少々お待ちください。
2:37:51	規制庁の仲野です。今お話あったところで、ちょっと火災区域の定義のところからもう1回確認しつつ今後、
2:38:01	やりとりできればいいかなと思うんですけれども、一応現状の確認なんですけれども、
2:38:06	タンクのBII自体については

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:10	環境のためのダクト、
2:38:12	がそれぞれのタンク室間に通じているものがあって、それらを通じていることもあって私の方では 1 回一つの区域として考えるのは適当なのかなというふうに考えてはいたところなんですけれども、
2:38:26	今シゲマスさんは御説明のところと言うと、そのプレゼンタクトとかその貫通部があるからといってその一つの区域というふうに整理しているわけではないんだよってという理解でよろしかったですか。
2:38:43	衛藤四国電力シゲマスですごめんなさい。申し訳ませんおっしゃる通り貫通部のお話をしたんですけどもとぴあダクトが通っておりますので、そういったところも含めて、
2:38:54	考えていく必要があるというふうに考えてございます。
2:39:01	原子力規制庁の中野です。今、考えていく必要があるのかなっていうところ。
2:39:07	の意図するところへ等、次回のヒアリングとかまでにどういった整理で、一つの区画として考えているんですってというようなことをお話しいただけるっていう認識でよろしかったですかね。
2:39:27	四国電力シゲマスです改めてちょっと整理をして、またご回答したいと思います。以上です。
2:39:36	原子力規制庁の仲野です承知しましたそうしましたら次回以降のヒアリングでまたその話
2:39:43	させていただければと思います。
2:39:50	原子炉規制庁の仲野です。八条の関係で規制庁側から他に何かありますでしょうか。
2:39:59	はい。規制庁側から以上ありませんので次の条文をお願いいたします。
2:40:14	中国電力、富岡でございます。続きまして後の郡がですね、
2:40:22	土地 30 条になりますので、ご説明に入りたいと思います。
2:40:33	はい。30 条お願いしますでちょっと冒頭申し上げたんですけれども、ちょっと時間が 16 時半めどで終了させていただきたいなと思っておるので、ちょっと三条やってちょっとの、
2:40:46	実はちょっと他の部分もあつたんですけれども、残りは次のヒアリングとかっていうので考えているところです。
2:40:56	四国電力富岡でございます。承知いたしました。
2:41:02	はい。そうしましたら 30 条の説明お願いいたします。
2:41:07	四国電力三嶋です。30 条のについてご説明させていただきます。コメントリスト、28、28-1、28-2 につきまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:18	補足説明書の方に追記してございます。
2:41:21	まず 28 につきまして、以前ヒアリング等で五名でございました。従事者の作業内被ばく量を踏まえて遮へい接客を設定すること。
2:41:31	四区分については、立ち入らずに作業ができる設計となっていることについて説明するということにつきましては、
2:41:37	附属説明資料の、
2:41:40	135 ページ。
2:41:43	ええ。
2:41:45	遮へい性基準のその考え方について、追記をしてございます。
2:41:51	また第 4 項分については館会津店作業できる設計となっていることについて、横尾の説明に加えて、36 ページに、
2:42:01	操作または監視頻度の高い制御盤等は、管理区域の第 2 区分に配置する設計とする。
2:42:08	それについて記載しております。
2:42:10	続きまして 28-1、線源強度の条件について、タンク内の樹脂の貯蔵量、タンク表面線量率等も含めて、説明することにつきまして、
2:42:25	スズキ事務所の 130。
2:42:29	8 ページに、評価条件について、
2:42:32	就学しておりますが A 評価を用いたコードとか、
2:42:38	を記載しております。併せて評価条件と、
2:42:42	あとは線源体積とその根拠について、
2:42:46	記載してます。また 139 ページに、評価に用いた線源強度についても記載しております。
2:42:54	表面線量率につきましては、
2:42:59	141 ページのところに、評価結果のところでありますけれども、塩見長断層の表面線量約 40 シーベルトパーアワーというのを記載してございます。
2:43:10	最後に 18-2、既設 AB タンクからの線量が無視できるについて説明することにつきまして、
2:43:18	140 ページ、
2:43:22	ちょっとわかりづらいけど遮へい機を斜めに投下すること等により、造成する、使用済み樹脂 3 から 9 に比べて、100 分の 1 に減衰され、
2:43:32	AS の木が無視できるって旨を記載して、
2:43:35	おります。この
2:43:39	鶴。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:40	ことにつきましては、
2:43:42	その下の 32 の、
2:43:45	3 図、
2:43:46	b. 。
2:43:48	もう意識しておりまして、
2:43:50	b. のところ、
2:43:53	斜めに通過する点につきましては、
2:43:56	既設のBのタンクについては
2:43:59	お聞きしておりまして、ここではもう 1 枚ヘイトウとかということがありますので、最も保守的にでも 100 分の 1 というような記載を追記しております。
2:44:10	ご説明となります。またあわせて資料、少し、
2:44:15	記載を変更してる場合がございます、すみません 135 ページ戻っていきまして、冒頭のところですね、少し表現に直しております。
2:44:23	これは既存のちょっと添付書類 8 の記載になったような表現としております。また、最後の、
2:44:33	142 ページ。
2:44:35	につきましては、
2:44:36	季節は昨日は
2:44:39	7mSvパワー
2:44:41	の基準線量率を 10uSvパワーと記載しておったんですが、
2:44:46	遮へい性基準がMmC米とパワー
2:44:49	の単位でしたのでそれに合わせております。
2:44:52	最後に 143 ページに、
2:44:55	黒枠でもともと管理区域を示しておるんですけども、少しわかりやすいつてことで、ええと枠は管理区域ですよっていうのを、
2:45:05	図に、
2:45:06	追記してます。以上となります。
2:45:13	原子力規制庁の仲野です。30 条の関係で私から 3 点ほど確認させていただければと思います。
2:45:22	まず 1 点目なんですけれども、135 ページのところですね。
2:45:29	135 ページに表の第 30-2-1 表で遮へい設計基準のところ今回新たに問一番右のところ考え方を記載していただいていると思うんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:43	第2区分のところでは、一週48時間で年間48週立ち行っても、年間50mSv、
2:45:50	場合年間50mSv以下であるっていうことを、パッとわかるんですけども、その第3区分のところなんですけど、
2:45:59	保守点検等のために、1週で7時間立ち入ると仮定して、
2:46:07	約1ミリシーベルトパー週程度以下になるっていうふうに記載があるんですけども、これ自体は年間、第2区分のように年間どのぐらいたちいるかっていうのをご説明いただいてもよろしいですか。
2:46:24	すいませんとにかくと同じ表現にしますと、二次区分は年間50週ということなので、三区分別も、約1mm掛ける50週で150mSvパワー
2:46:37	これは線量限度になりますので、それ、
2:46:41	以下になりますよというのを記載しております。以上です。
2:46:46	原子力規制庁の中です。それで言うとですねちょっと私の方は事前に計算してたんですけど、0.15mSvパワーかけ70時間が一種、
2:46:57	であると。1mSv超えてるんですね。それを掛け50すると、確か52.5ぐらいになるんですよ。そうすると、50ミリシーベルトパー一年。
2:47:09	超えるので、何かちょっと別の考え方があるのかなと思って伺いたんですけども、その考え方。
2:47:18	よかったのかなっていうのをちょっと確認させていただきたくてですね。
2:47:22	実際に第2区分と同じように単純計算してよい考え方でよろしかったですかちょっとそれで言うところ10億超えちゃうんですけどってところなんです。
2:47:32	約1mmというところもおっしゃる通り0.15を計算すると、若干1を超えるんですけども、そこについては
2:47:43	冒頭の上の方に書いております具体的なその立て頻度とか滞在時間を考慮しますので、
2:47:48	切りのいい数字ということで、7時間を書いているとは逆に通り仙石さんの7時間の放棄について書いているというような趣旨になります。以上です。
2:48:02	原子力規制庁の仲野です。ごめんなさい、ちょっとこの部分に関して、どういうふうに適合させることを説明したいのかっていう、方針が若干読めなくなってきたんですけども、
2:48:14	そもそも、今回の遮へい設計の考え方
2:48:19	今回の申請部分のんじゃないか、直接の会社じゃない区分3の話で申し訳ないんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:26	そもそもの目的としては、
2:48:31	放射線業務従事者の被ばくを防護するってところの観点ですよね。その基準として、年間 50mSvを超えないようにするっていう大枠があるというふうに理解しております、
2:48:45	それに照らして考えると、何か今のアバウト計算で山大って 50 ですよ。
2:48:51	実際ちょっと細かく計算すると 50 ちょっと超えてますみたいなのはどうなのかなっていうふうに考えてしまうんですけども、ちょっとその部分考え方を、
2:49:01	もう一度聞いてもよろしいですか。
2:49:05	第 3 区分につきまして、
2:49:08	もう毎日毎日のパトロールとかで立ち入るようなところではありませんので、
2:49:13	ここでは 7 時間ぐらいは、立ち入れる区域として設定してますと言った趣旨が第 3 区分になりますと、それでいくと 1 週間当たり約 1 ミリシーベル以下ですよと。
2:49:25	いうふうなことを示してるといった形に、
2:49:28	なります。
2:49:33	規制庁の奥でございますが、
2:49:35	ちょっと質問の観点を踏まえまして、1 週間、7 時間入ると 1mSv程度であるということは記載の通りで理解できるんですけども、この保守点検というのは年当たりってことでいうと、こうな。
2:49:47	何回ぐらい発生するのか頻度そのあたりについてはどう、いかがでしょうか。
2:49:53	はい。
2:49:55	施工であるミシマでございます。基本的には保守点検は、通常時にはなく、
2:50:02	定検時等に発生するものでありますので、毎週毎週発生するものではございません。以上です。
2:50:09	わかりました。そうしますと年に数回程度せいぜい数mm程度というの は上限であるというふうに考えてよろしいでしょうか。
2:50:17	試行デリバリーでございます。ご認識の通りと考えております。規制庁の奥です。ありがとうございました。了解しました。
2:50:27	原子力規制庁の仲野です。東北の方からも今お話あったと思うんですけども、私も最初確認させていただいた趣旨としては、まず第 2 区分

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	と同じように年間 50 週立ち入るっていう条件ではないんだらうなっていうふうにして、確認させていただいたところではあるんですね。
2:50:43	保守点検自体が、年間でどれぐらい
2:50:48	保守点検を行う時間が年間でどのぐらいかかるのかというところを示していただいて、その上で、
2:50:58	年間これだけの被ばくになるので、問題ないんですけどっていう説明をしていただく必要があるのかなと思っておまして、
2:51:06	現在だと 1 週 7 時間立ち入るとしても、今大体約 1 ミリシーベルトパーっしゅ以下になりますっていうところだけだと年間じゃどうなのよってところが多分正しく評価されてないように思うんですね。
2:51:19	なので今奥の方からも確認があった流れもあると思うんですけども、そういった、
2:51:24	年間どういうふうな被ばくの線量、
2:51:27	があるのかっていうところも踏まえて確認いただけると、すいません資料を修正いただけると幸いです。
2:51:35	四国電力三嶋でございます。液体分については検討するいたします。
2:51:42	原子炉規制庁の仲野です。よろしくお願いたします。
2:51:46	続きまして、私の方から、
2:51:51	あと 2 点なんですけど、
2:51:56	衛藤。
2:51:58	さ、遮へい性、
2:52:00	経営の所、評価条件のところをですね。
2:52:04	138 ページのところ今回追記いただいているところなんですけれども、今回線源体積とか、あとはその全体積、
2:52:15	どういう根拠で算出しているのかっていうところを記載いただいているんですけども、
2:52:23	ちょっとマスキング部分もあるので
2:52:26	確認する言い方がちょっと難しいんですけども、
2:52:31	今回の線源体積の
2:52:35	体積分っていうのは、
2:52:40	※3 のところの説明書きですねタンクの有効容量よりも多い各脱塩塔の自主取りかえの部分線源として考慮しているっていうふうにあるんですけども、改めて、
2:52:53	どういった計算式で制限体積を導き出しているのかっていうところを確認させていただいてもよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:06	藤四国電力三島です。
2:53:08	139 ページに、手指の脱塩等がございますがこのうち、
2:53:15	比較的線量が、例えば冷却材混焼式脱塩と実施とかですと線量が高いと。
2:53:23	こういった事象は定期的に搬出、発する等が発生するものとして、
2:53:30	それらを掛け算して、
2:53:35	有効より多い。
2:53:37	数を宣言として設定しております。
2:53:43	原子力規制庁ナカノです。
2:53:46	今のお話ちょっと私の理解も含めてなんですけれども 139 ページのところでAからHまで、
2:53:55	座禅等について記載がありまして、ここの部分は現在備えている雑然とすべてのものを備えていて、今回の線源体積として考慮するものについては、
2:54:07	その中で特に数値の大きいものを、
2:54:12	ピックアップして、それらを※3 の部分の容量分、抽出したものを仮定すると、線源体積の現在、表記いただいているものの数字になるっていう理解でよろしかったですか。
2:54:28	絞り込みますご認識の通りです。
2:54:33	原子力規制庁の仲野です。
2:54:35	終わりますちなみにどの部分をピックアップしてるのか。
2:54:40	AからHまでどの部分をピックアップしてるのかっていうのは
2:54:44	今お話いただくことって可能なんです、マスキング情報とかに引っかかりますかね。
2:54:51	絞り込みします。138 ページのなおが※3 のなお書きのところに書いておりますが、
2:54:58	第 32-2 図のAからEですね。
2:55:07	減収規制庁の中で、失礼しましたその部分読み落としておりました。承知しました。
2:55:15	続けてなんですけれども今回の 14、脱塩との取りかえなんですけれども取りかえの頻度というか、取りかえのスパン的にはどうも、
2:55:27	期間で取りかえるっていうものなのか。
2:55:30	確認させていただいてもよろしいでしょうか。
2:55:44	はい。すいません。思考力申します。実際は
2:55:51	実際にその脱塩塔の出口の水質が悪くなって樹脂の性能が劣化した。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:57	ことをもって、取りかえると、そういったものを踏まえて、樹脂の発生量っていうのは、算出はしてます。ただ、評価上は、
2:56:07	この回数分というふうな形になっております。
2:56:13	1年であったり2年であったり実際に
2:56:16	なりますが、毎回このAからEが、
2:56:20	発生するものとして評価してます。
2:56:28	原子力施設のナカノです。それで言う等、定期的にスパンが決まっているものではないという理解でよろしかったですか。
2:56:41	知久です。すいませんもう一度、もうすぐちょっと聞き逃してしまいましたもう一度お願いいたします。原子力規制庁の仲です。今、三嶋さんからご説明いただいたお話ですと、
2:56:53	定期的にその取りかえを、1年に1回とか2年に1回とかそういうものが決められてるわけではなくて、
2:57:02	何だろうな。
2:57:04	状態を見て取りかえをするっていう運用をしてるって理解でよろしかったでしょうか。
2:57:11	施工出るでしょ。実運用としては、そうなりますと評価上は、
2:57:16	1年に1回AからEが出ると、1年とか毎回これが出るというふうな評価してございます。
2:57:25	原子力規制庁の仲野です。承知しました。そうしましたら※3の部分の説明で
2:57:33	されてるところっていうのはあまりそこに理由があるわけではなくて、あくまでその丹空の有効容量の部分よりもちょっと上になるような、
2:57:44	容量を考えたときにそういった算定になるよっていうそういう理解でよろしかったですか。
2:57:52	絞り込みします。ご認識の通りです。
2:57:56	減少規制庁中です。承知しました。
2:57:58	私の方から30条の部分最後のところなんですけれども、
2:58:08	143ページのところで、管理区域っていうふうに新しく
2:58:13	図の中に例示の部分出していただいていると思うんですけれども、今回の赤枠のところでも管理区域っていうふうにご書いていただいているんですけれどもその図の中にその赤枠のところが出てこないっていうのは、あれですかね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:27	新しくその記載する部分は赤字するとか、お願いしますっていうところを踏まえて、管理区域を赤字にさせていただいてるっていう書き方だって理解してよろしいですかね。
2:58:40	施工で最後にちょっと申し訳ございません。ご認識の通りです。
2:58:45	原子炉規制庁中野です。承知しました。ちょっとぱっと見た時にどこを指すように示してるのか、一瞬わからなかったもので次回以降の資料では新規部分じゃないので、
2:58:58	黒字に戻るってことですよね。
2:59:02	四国電力三島です次回以降黒字に戻します。申し訳ありません。
2:59:08	減収規制庁の中で承知しました。
2:59:12	直接この部分を関係あるわけじゃないんですけども
2:59:17	28条のところとか、その文言の話だったりとか、ちょっとまだその粗い部分が何点か見られるたりとか、今のところもですけども、説明、
2:59:28	確認する時にちょっと引っかかるようなところが若干あったりもするので、そういったところには資料全体通して留意いただければと思います。これは28条30条に限った話ではないので、
2:59:41	特に個別の積ってわけじゃないんですけども、
2:59:48	私の方から30条については以上なんですけれども他に規制庁側から、
2:59:54	はい。
3:00:01	はい。
3:00:02	はい、規制庁側からは30条の関係ではないので、それをお待ちいただいでよろしいでしょうか。
3:00:40	頭で、
3:00:44	医療、
3:00:48	消しておいて欲しいところは、
3:01:15	ここだけか。
3:01:33	本田。
3:01:43	原子力規制庁の仲野です。先ほどですね16時半がリミットですっていう話をさせていただいてですねちょっと
3:01:52	今、会議室に、
3:01:55	人が、
3:01:56	出てしまったところもあるんですけども、ちょっと追加で次回以降資料を直していただきたいというか、確認させていただきたいところがあるのでそこだけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:07	頭出させていただければと思います。
3:02:11	衛藤。
3:02:12	補足説明資料の 10 条の誤操作防止のところなんですけれども、
3:02:17	補足説明資料 204 ページですね。
3:02:27	現状の 104 ページの誤操作防止のところの説明なんですけれども、
3:02:32	操作盤については、説明をいただいていると思うんですけれども、そもそもですね他の、具体的に何の操作を行う操作盤なのかとか、どの部分に設置されてる操作盤なのかとか、
3:02:45	あと誤操作防止のための設計で警報装置をつけますよとかそういったところは書いてあるんですけども、それが具体的にどういう、どのように採用するのかとかそういった具体的な説明が、
3:02:57	今なかったりあとは他のページへ飛んであったりとかっていうところになっているので、そういったところを、その柱状の誤操作防止、
3:03:06	の設計方針の部分で読めるように、資料のまとめていただくっていうような構成にしていきたいなというふうに考えております。よろしいでしょうか。
3:03:19	省力トミオカでございます。自助について承知いたしました。
3:03:26	原子炉規制庁の仲田です。はい。よろしくお願いいたします。
3:03:30	で、
3:03:33	条文のところは、
3:03:35	以上なんですけど、
3:03:38	条文外、
3:03:39	のところの確認なんですけれども、
3:03:45	ええ。
3:03:46	ちょっと審査会合のときでも若干触れてはいるんですけども、使用済み樹脂の処理方針についてなんですけれども、
3:03:56	使用済み樹脂の処理の流れとか、こういった設備を通して処理していくとか、その現状どういうふうの方針を考えているのかっていうところを確認させていただきたいなと思っております、
3:04:08	もし方針が全然決まってないよっていう状況であれば何で方針が決まってないのかっていうその理由についても、確認させていただきたいなというふうに考えてます。
3:04:18	あとは今後、どういうふうの方針決定するプロセスを踏んで、決定する見込みなんですとかそういうところもお話を伺いたいなと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:34	四国電力の井手でございます。藤は、使用済み樹脂の処理についてですけれども、具体的にどのような処理の仕方処理の仕方はいろいろございます関西さんの方でやられてるように処理だとか、
3:04:48	海外で実績がある、こうね虫たりとかいう処理方法がございましてそういったところの方の情報収集を行ってございますで、当社としましては今の方設置許可上といたしましては、セメントと混ぜて固めるというところを、
3:05:03	記載させていただいておりますけれども、どのような処理が一番最適かというところはまだ検討を進めているところでして、今、この方向でというのが具体的に決まって次作業に移れるというところでは、
3:05:18	ないという状況でございますでなぜそういうのが決まっていなかったかというところになりますけれども、等ですね、まず、自主というのは非常に高線量のものでしてまだこれから発生するということも、
3:05:31	ございますので、なるべく長期間貯蔵するというのが大原則で、なるべく減衰をさせたいというところ時間をとともに減衰をさせて線量とした上で、処理に入りたいというところが、
3:05:45	ございますで、あとちょっとこれほどこまであれですけども処理をするイコール将来半数毎週施設へ搬出することまで考えてどれが良いかというところをその条件を満たすような形でいうところでは、
3:06:02	処理はしていく必要がございますので、その辺りもですねいろいろと見極めながら、どういう処理方法がいいかというところを検討しているというのが実情でございます。
3:06:12	以上になります。
3:06:18	原子力規制庁の仲野です。
3:06:20	今今ご説明いただいたところを、ちょっとまた改めて自分の理解ではあるんですけども、なるべく厳正させておくということで今、想像している段階であると。
3:06:32	最終処分とかの話もあるので、処理の方法とかが決まる＝最終処分のところまでの話に関わってくるので、最終処分の話がまだ固まっていない状況ではその処理の方法とかを、
3:06:47	巻きメールことができていない状況だと、そういう理解でよろしかったですかね。
3:06:54	四国電力の伊井でございます最終処分が決まらなと一切処理ができないのかと言われると、そうではないんですけども、もちろんそこを考慮

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	しながらですね、一番良い処理というのを考えていきたいというところでございます。以上です。
3:07:12	原子力規制庁の中野です。状況承知いたしました。ちなみになんですけども、設備上の処理の流れだったりとかそういったものっていうのはもうすでに決まっているっていう理解でよろしかったですかね。
3:07:26	もうそういったところもまだ、処理の方法に関わってくるから、
3:07:30	固まってないっていうことですか。
3:07:34	四国電力の井手でございます。はい選ぶ処理方法によってですねそういった設備的なところも変わってくるところがございますので、具体的な設置、設備的なところというところもまだでございます。以上です。
3:07:51	原子力規制庁の仲野です。はい、承知いたしました。そうすとお待ちください。
3:08:09	原子力規制庁の仲野です。今の処理の方法をとったりとか、そういった話についてなんですけれども、補足のところでどういった状況であるのかっていうところを読めるように資料に落とし込んでいただければと思いますけど、よろしいでしょうか。
3:08:25	四国電力の井手でございます。ちょっと記載の仕方も含めてちょっと検討させていただき持ち帰らせていただければと思います。
3:08:37	原子力規制庁の仲野です。承知しました。もし悩むようなところがあったらもう、また、ヒアリング等でご相談いただければと思いますし。はい。よろしく願いいたします。
3:08:48	はい。四国電力の井手でございます。承知いたしました。
3:08:52	ちょっとこの、
3:08:56	すみません承知いたしました。
3:08:59	はい。よろしく願いいたします。一旦ヒアリングのコメント回答及び追加でこちらも確認したいっていうところの個別の部分は以上なんですけれども規制庁から、何かありますでしょうか。
3:09:13	はい。以上になりますので特A、
3:09:18	質疑の部分についてはこれにて終わりにさせていただきたいと思えます。で、今後のスケジュールなんですけれども、
3:09:26	今回
3:09:28	ヒアリングでコメントさせていただいた部分。
3:09:30	あと、最後に申し伝えた部分のところを含めて資料を修正いただいてまたヒアリングをしたいなというふうに思っているんですけども、資料の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	提出の時期の見込みとか、そういうところをお伺いしてもよろしいですか。
3:09:52	四国電力富岡でございます資料の提出時期、次回のヒアリング等につきましては、ちょっとまた社内で相談、確認させていただいた後に江藤支社を通じて、また規制庁様とご相談させていただきたいと考えてございます。よろしいでしょうか。
3:10:07	原子力規制庁の仲野です。承知しました。そうしましたら東京支社の方を通じて資料の提出時期であったりとか、次回のヒアリングにて決めさせていただきたいと思います。
3:10:18	はい。以上で本日のヒアリングを終了させていただきたいと思います。
3:10:22	他にありません。はい。
3:10:24	沼田部長、宿題事項を認識を確認しておきたいと思うんですけど、構いませんでしょうか。失礼しました私の方からそれを言うべきですね。忘れてましたですねよろしくお願いします。
3:10:37	すいません、こちらで宿題事項って認識してるものですがけれども、1点目が遮へいの点検についてまだ評価箇所で行っているところで、
3:10:47	類似構造とか環境の考え方を示すことというところを一ついただいています。
3:10:53	あと二つ目は申請範囲はどこまでかというところでタンク遮へい配管とありますけどどこまでかというところを整理した上で、
3:11:01	補足説明資料の記載を見直すことというのをいただいております。
3:11:05	あと3点目として固体廃棄物の処理設備とちょうど設備がどこで整理されているかというところの整理の仕方を示すことというところを三つ目でいただいています。
3:11:17	四つめで条文の整理の、
3:11:20	○三角×の考え方。
3:11:23	について整理することというところとそれを踏まえて備考欄の説明内容であったりとか、
3:11:29	3角というふうにしたものを申請書テンパチに記載しない考え方について示すこと。
3:11:35	というところを、四つ目でいただいています五つ目としまして、
3:11:40	28条の逐条の記載について、拡大防止の措置の記載要否について検討することと、
3:11:48	いうところと、漏えい検知後の活動についてあと隔離等というふうに関、現状記載しているところについては記載を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:11:58	検討することというところをいただいています。
3:12:01	6 点目、28 条の同じく 28 条の漏えい検知器の構造をですね、図等で示すこと。
3:12:09	いうところをいただいています。
3:12:11	7 点目としまして同じく 28 条。
3:12:19	28 条のところの、129 ページに第 28 条 4-1 表に関する説明についてちょっと記載がわかりにくい表現になってますので、
3:12:32	そちらについては記載を見直すことというところをいただいています。
3:12:37	8 点目の苦情をも溢水ですけれども、28 条の漏えい検知後の活動の記載を踏まえてそれを反映すること。
3:12:47	いうところと、9 点目では地上火災ですけれども、
3:12:52	ABCタンク室を同一の家財区域とすることについてその考え方を示すことと、
3:13:00	いうところをいただいています。
3:13:03	10 点目 30 条ですけれども、当間さん区分として、想定している保守点検の頻度を示すこと。
3:13:11	をいただいています。あと 2 点が次回、ヒアリングの時にというところをいただいているのが 10 条の操作誤操作の防止のところ、操作盤の位置、
3:13:23	とか実施する操作を含めて牧瀬説明を記載することというところと、
3:13:30	先ほどお話ありました 12 点目としましては、使用済み樹脂の処理方針の現状について、補足資料で説明することと、
3:13:37	いうところをいただいておりますが認識は合っておりますでしょうか。
3:13:45	はい、原子力規制庁の仲野です。今あった部分で規制庁側から特段コメントありますでしょうか。
3:13:53	はい。寿町側から特段コメントはありませんので認識相違ず、それないと思っております。
3:14:00	なので次回のヒアリングの時に
3:14:04	今挙げていただいたところを踏まえてヒアリングさせていただければと思います。
3:14:10	その他、四国電力側から何かありますでしょうか。
3:14:16	四国電力本店でございます特にございません。
3:14:20	はい、ありがとうございます。そうしましたら本日のヒアリングは以上になりたいと思います。
3:14:25	ありがとうございました。
3:14:27	ありがとうございました。ありがとうございました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。